

(11111)

昭和五十年四月二十四日(木曜日)

出席委員

表に示す通り、

10

保育所予算増額等に関する請願外三件(阿部未

原爆被害者援護法制定に関する請願(山中貞則)

君紹介(第二六四七号)
失業対策事業の存続に関する請願(山中貞則君
紹介(第二六四八号))
各種障害年金制度改善に関する請願(島本虎三
君紹介(第二六四九号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

○大野委員長 これより会議を開きます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として長崎県
被爆者手帳友の会事務局局長鈴木美秀君、広島大学
名誉教授森滝市郎君及び長崎原爆青年乙女の会会
長谷口稜暉君、以上三名の方々に御出席をいただ
いております。

この際、一言ごあいさつ申し上げます。

参考人には、御多用中のところ御出席をいただ
き、まことにありがとうございます。本日は各位
の御意見を承り、本案審査の参考にいたしたいと
存じますので、何とぞ忌憚のない御意見をお述べ
くださるようお願いいたします。

なお、議事の都合上、最初に御意見を二十分程
度に要約してお述べいただき、そのあと各委員か
らの質疑にもお答え願いたいと存じます。

また、念のために申し上げますが、参考人から
委員への質疑はできないことになっておりますの
で、御了承願います。

まず、鈴木参考人にお願いたします。

○鈴木参考人 ただいま御指名にあずかりました
長崎県被爆者手帳友の会事務局局長鈴木美秀であり
ます。ただいまから原子爆弾被爆者の援護に関す
る陳述をさせていただきます。

御列席の諸先生には、かねて被爆者の援護につ
きまして深く意を用いていただいておりますので、

その施策が年とともに前進してまいりましたこと
に衷心感謝の意を表する次第でございます。この
たび昭和五十年年度の被爆者援護対策を御審議され
るに当たりまして、参考人として出席させていただきます
だき、被爆者の生の声を陳述する機会を与えてい
ただきましたことに對しまして、長崎県被爆者手
帳友の会四万五千名の会員を代表しまして、重ね
て厚くお礼申し上げます。

原子爆弾被爆者の物心両面にわたります苦衷につ
きましては、すでに諸先生十二分に御存じであり
ますし、許されました時間が少のうございますの
で、いまここでは省略させていただきます。被
爆者がいま何を待ち望んでいるのか、どのような
援護をお願いしたいのかを率直に申し述べさせて
いただきます。

被爆者の苦衷につきまして、現在の被爆者対策
はかなり前進したとは申せますが、私ども被爆者
が真に希求しておりますところから見ますとやっ
と五〇%程度だと考えます。と申しますと、途方
もない大それた要求をするのではというように御
懸念なさる向きもあらうかと存じますが、被爆者
手帳友の会は決して野方図なお願いをする考えは
持っておりません。むしろ控え目に過ぎると思わ
れるくらいいつまでもお願いしておると考
えております。すなわち、私どもとしては、

筋を通すべきである、節度あるものでありたい、
全国民の理解と支持が得られるものであるべき
だ、というこの三点を基調にして考えておるので
ございます。その考え方で、さて被爆者の援護は
終局的にどうあつてほしいのかを真剣に検討いた
しまして、次の四項目にまとめ、これが完全実現
を切望しているのでございます。

その四項目を申し上げます。第一点は、爆死者、
財産焼失者に対する援護対策を早急に実現してい
ただきたいこととあります。次に、被爆者の援護
対策を抜本的に改善していただきたいと考えま
す。第三点は、被爆生存者の医療体制を万全なも
のに充実していただきたい。最後に、被爆二世対
策を早期に確立していただきたい。以上の四項目

が完全実現されますことを願っておりますので、
この点から考えますと、現行の施策はやつと五
〇%だとしか評価できません。

ただいま申し上げました四項目の内容について
陳述いたしますが、まず第一点は、爆死者及び財
産焼失者に対する援護を早急に実現していただき
たいということとあります。ほとんどの戦争犠牲
者は、この補償をすでに処理してもらっておりま
す。ただ、原子爆弾被災者はいまだ何一つ手をつ
けていただけておりません。爆死者の遺族は、あ
の犠牲が国を救った人柱であつたと考えておりま
すので、現状のように大死にのような形で葬り去
られることは断じて許せません。したがって政府
としては一日も早く、国の犠牲となつて爆死した
のは気の毒であつたという用意をあらわしていた
だきたいと考えるものでございます。大死にで
なかつたということを実証していただきますことが
爆死者遺族の悲願であります。爆死者の遺族は
すでに高齢化しておりますので、この援護対策は一
日も遅延することはできないような状態に立ち
至っておりますことを御考慮いただきたいと存じ
ます。爆死者の遺族といたしましては、せめて弔
意だけはあらわしていただきたいとお願いたしま
すが、遺族年金までは考えておりません。その
理由は、軍人軍属等の遺族とは異なりまして、爆
死者の遺族はすべて被爆者であると言つても過言
ではないと考えます。したがって、被爆者の援護
が充実強化されますならば、これによつてカバ
ーできるものと信じております。

次に、財産焼失者についてお願いいたします。
この災厄に遭つて再起不能となつた者も数多く、
また再起できたとしましてもこのハンディが再出
発の大きな障害となつて今日に及んでおります。
したがって、引き揚げ者に示されたような御
配慮を財産焼失者にも賜りまして、見舞いの意だ
けはぜひあらわしていただきたいとお願いたしま
す。この第一項は被爆犠牲者だけを考へている
のではございません。すべての戦争犠牲者はバラ
ンスのとれた処遇をしていただくべきだという考

えであることを申し添えておきます。

次に、第二項の被爆者援護対策の抜本的改善に
ついて申し上げます。原子爆弾の被害を受けた被
爆者は終身この重荷を背負わねばなりません。三
十年を経た今日、被爆者の治療の決め手は究明さ
れず、医療関係だけは手探りの状態だと言つても
差し支えないと思ひます。被爆者の健康は被爆者
自身の努力と気力によつて支えてきたと言えま
すが、被爆者はすでに高齢化しておりますので、こ
の努力にも限度が来ておると申せます。したがって、
国の対策としての特別措置法を抜本的に改善して
いただき、現行の健康管理的な、または生活援護
的な各種手当は、遺族補償の意味を含めまして御
考慮をいただきたい、そしてこれらの手当を終身
無条件支給としていただくようお願いいたしま
す。このことが遺族年金、被爆者年金と同じ効果
が期待できるものと考えております。

次に、介護手当について申し上げます。今回家
族介護にも手当支給をお認めいただきましたが、
この額は余りにも低額であります。介護人は家族
がつくの最も好ましい姿と考えます。しかるに現
行法では他人を雇ふというような、そういう勧め
をやつておられるような結果になつておると考
えます。家族が介護につきましたために家事に手伝
いを雇つたといつたとしても、これは認められな
いというようなことでございまして、このような
ことは私ども理解に苦しむところでございます。
したがって、介護手当は、他人を雇つた場合であ
れ家族が従事した場合であれ、同額支給としてい
ただきたいのであります。

次に、葬祭料について申し上げます。葬祭料は
元来遺族一時金的な性質を帯びていると考えま
すので、相当高額のものををお願いしたいというよ
うに考へるわけでございますが、死没者当人が被爆
者であつて終身手当がいただけたとしますなら
ば、これもやはりある程度がまんすべきだろうと
考へます。しかし、現行額は低過ぎます。せめて
五万円には引き上げていただきたい。また、昭和
四十三年以前の死没者に対しては何ら援護が行わ

えであることを申し添えておきます。

次に、第二項の被爆者援護対策の抜本的改善に
ついて申し上げます。原子爆弾の被害を受けた被
爆者は終身この重荷を背負わねばなりません。三
十年を経た今日、被爆者の治療の決め手は究明さ
れず、医療関係だけは手探りの状態だと言つても
差し支えないと思ひます。被爆者の健康は被爆者
自身の努力と気力によつて支えてきたと言えま
すが、被爆者はすでに高齢化しておりますので、こ
の努力にも限度が来ておると申せます。したがって、
国の対策としての特別措置法を抜本的に改善して
いただき、現行の健康管理的な、または生活援護
的な各種手当は、遺族補償の意味を含めまして御
考慮をいただきたい、そしてこれらの手当を終身
無条件支給としていただくようお願いいたしま
す。このことが遺族年金、被爆者年金と同じ効果
が期待できるものと考えております。

次に、介護手当について申し上げます。今回家
族介護にも手当支給をお認めいただきましたが、
この額は余りにも低額であります。介護人は家族
がつくの最も好ましい姿と考えます。しかるに現
行法では他人を雇ふというような、そういう勧め
をやつておられるような結果になつておると考
えます。家族が介護につきましたために家事に手伝
いを雇つたといつたとしても、これは認められな
いというようなことでございまして、このような
ことは私ども理解に苦しむところでございます。
したがって、介護手当は、他人を雇つた場合であ
れ家族が従事した場合であれ、同額支給としてい
ただきたいのであります。

次に、葬祭料について申し上げます。葬祭料は
元来遺族一時金的な性質を帯びていると考えま
すので、相当高額のものををお願いしたいというよ
うに考へるわけでございますが、死没者当人が被爆
者であつて終身手当がいただけたとしますなら
ば、これもやはりある程度がまんすべきだろうと
考へます。しかし、現行額は低過ぎます。せめて
五万円には引き上げていただきたい。また、昭和
四十三年以前の死没者に対しては何ら援護が行わ

えであることを申し添えておきます。

次に、第二項の被爆者援護対策の抜本的改善に
ついて申し上げます。原子爆弾の被害を受けた被
爆者は終身この重荷を背負わねばなりません。三
十年を経た今日、被爆者の治療の決め手は究明さ
れず、医療関係だけは手探りの状態だと言つても
差し支えないと思ひます。被爆者の健康は被爆者
自身の努力と気力によつて支えてきたと言えま
すが、被爆者はすでに高齢化しておりますので、こ
の努力にも限度が来ておると申せます。したがって、
国の対策としての特別措置法を抜本的に改善して
いただき、現行の健康管理的な、または生活援護
的な各種手当は、遺族補償の意味を含めまして御
考慮をいただきたい、そしてこれらの手当を終身
無条件支給としていただくようお願いいたしま
す。このことが遺族年金、被爆者年金と同じ効果
が期待できるものと考えております。

次に、介護手当について申し上げます。今回家
族介護にも手当支給をお認めいただきましたが、
この額は余りにも低額であります。介護人は家族
がつくの最も好ましい姿と考えます。しかるに現
行法では他人を雇ふというような、そういう勧め
をやつておられるような結果になつておると考
えます。家族が介護につきましたために家事に手伝
いを雇つたといつたとしても、これは認められな
いというようなことでございまして、このような
ことは私ども理解に苦しむところでございます。
したがって、介護手当は、他人を雇つた場合であ
れ家族が従事した場合であれ、同額支給としてい
ただきたいのであります。

れておりませんので、これらの死没者に対し、
ても葬祭料プラスアルファを適度支給していただ
くようお願いいたします。

次に第三項に移らせていただきます。被爆生存
者の医療にしましては医療法によって数々の手
段を講じていただいておりますが、被爆者が真に
望むところまでは至っていません。被爆障害の学
問的究明が三十年たった今日もできていないため
に、被爆者の不安をつのらせております。世界で
ただ一つの被爆体験国である点から、まことに残
念で、被爆者は救われないという感を深くしてい
るのではありません。したがって、医療の万全を期し
ていただくためには、被爆者専門の病院を国費で
運営して、十二分な研究と十二分な治療がかわせ
て行えるような専門病院を設立し、被爆者が信頼
して安心して医療が受けられるようにしていただ
きたいと存じます。原爆病院の国営移管をお願い
いたしておりますが、これもこの要望に沿ってお
願ひしているところでもあります。

次にお願ひしますのは、被爆者手帳を全国の開
業医で利用させていただきたいということであり
ます。現行医療法では登録した医師となっており
ますために、長崎、広島を除く他府県では登録医
が非常に少なく、この地方に居住します被爆者は
現行の援護対策すら受けられないというようない
りさまでございます。国の法律であります以上、
どこに居住しておりますも適用され利用できる
ことが当然と考えますので、全国開業医で自由
に利用できるように善処していただきたい。

次は、現在の被爆地域指定のアンバランスを是
正していただきたい。この点は特に長崎において
著しいものがあります。すでに西彼杵郡長与町、
時津町は是正していただきましたが、長崎市周辺
ではこのアンバランスの顕著な例があります。た
とえば、旧長崎市ではなかった深堀村は、長崎市
の被爆地区に抱きかかえられたような状態であり
ますのに、指定から外されておるといふことは素
人にも不合理であると考えます。したがって、現
在提出されております是正申請区域を早急に指定

していただくようお願いいたします。

最後に、被爆二、三世の問題について申し述べ
ます。被爆二、三世の問題は大きな社会不安を招
くおそれがありますので、最も慎重を期すべきで
あり、二世はすでに結婚、就職の適齢期を迎えて
おりますし、今後その数はますますふえます。こ
のときに当たり、被爆二世あるいは三世が問題と
して騒ぎ立てられまことは社会的差別を招くこ
とになりますので、この問題提起は慎重にたいと考
えます。ただ現実の問題として、二世の原因
不明の疾病による死亡が幾つかあらわれておりま
す。このような症状の者は恐らくその親族によっ
て治療することは不可能に近いものがありますの
で、全額国費による救済の道を講じていただくよ
うお願い申し上げます。

以上、被爆者手帳の会の考え方及び要望の趣
旨を申し上げましたが、これらの問題は、現行二
法の拡大改善と運用の幅を広げることによって解
決できるものと考えております。申し上げました
内容を満足させるために、被爆者援護法を制定し
ていただくか、現行法の改善で解決していただく
かは御当局の御判断にお任せすることにいたしま
す。

以上、大変お粗末な陳述でございましたが、私
の陳述を終わります。ありがとうございました。
(拍手)

○大野委員長 次は、森滝参考人をお願いいたし
ます。

○森滝参考人 御紹介いただきました広島県の森滝
でございます。

私は被爆いたしましたから三十年も生き延び
て、きょうここにこうして立って自分の思いを申
し述べる機会を与えられたことを非常に感慨深く
思っております。もちろん、いまの原爆二法によ
りまして、私にとっては十分な医療を、ことに広島
でございますから専門のお医者さんの多いところで、
いつもお医者にかかりましてよく診ていただき、
治療を受けるおかげで、七十四歳の今日もなおこ
うしてしなければならぬことだけはできる状

況にあることを非常に感謝いたしております。も
ちろん特別措置法の健康管理手当のおかげも受け
ております。ですけれども、いまの原爆二法だけ
でいいのかという深い疑問が私にはございます。
その疑問を申し述べさせていただきますのであり
ます。

自分はこれでいいかもしれない、しかし死んだ
人々を一体どうしてくれるのだ。あるいは、自分
よりもっとひどい傷害を受けた者が悩んでおる、
これを一体どうしてくれるのだ。自分は生き残っ
たのに多くの者が死んだ、その死んだ人たちに對
して、国家は一体いまだ何をしてくれただけであ
うか。あるいは、私は目をつぶるだけで済
んでおるのだけれども、全く目を失って両眼とも
失明して、実にこの三十年間トンネルの中を通っ
てきたような気がするという、そういう人々に一
体どういう償いがなされたのであろうか。そうい
う仲間たちのことを考えますときに、いまの二法
だけでそういう人たちが救われるのであろうかと
いう深い疑問を持っております。

と申しますのは、原爆被害というものは、一番大
きなものは広島、長崎で三十数万の者が一挙に亡
くなったというこの事実であります。あれだけの
大量の人が死んだという事実であります。また、
一生を台なしにするような障害を受けた、もう結
婚もできず、就職もろくろくできず、全くの日陰
者のように一生屈辱的な生活を送らなければなら
ない者がたくさんで、きたという事実。また、三十
万の者が亡くなりましたと、それをめぐって莫大な
家族崩壊が起こる。子を失った者、親を失った者、
夫を、妻というふうには莫大な家族崩壊が起こった。

この悲劇が、私は原爆悲劇と世の中で言うものだ
ろうと思うのであります。ところが、そういう者
に對して一体国家はどういう施策をしたか、全く
皆無であります。この点を考えましたときに、た
とえば、田舎に疎開しておりました、働き盛りの
両親が原爆で広島、長崎で亡くなった、そういう
しますと、この疎開中の子供は被爆者ではありま
せん。しかしれっきとした原爆被害者です。大き

な原爆被害者なんです、この子供は。あるいは年
とって疎開しておった者が、働き盛りの若い夫婦
は広島、長崎に残っておって子供を失ったという
場合、この年寄りも被爆者ではありません。です
けれども、働き盛りの息子、嫁を亡くしたとい
うことはれっきとした原爆被害者であります。

そういう私たちの要求と申しますのは、死んだ
者にせめて弔慰金を、遺族に、たとえば親を失っ
た孤児に遺族年金の形で国家は何ほどのことを
していただいてもいいじゃないか、あるいは子供
を亡くした老人たち、今日ではそれがいわゆる原
爆孤老になっておりますが、それに弔慰金や遺族
年金の形のものを与えて、せめて老後を慰むとこ
ろがあるものにしてもらいたい、こういうのが原
爆死没者の遺族に對する遺族年金とわれわれが
呼んでおるところのものであります。また障害者
につきまして、全く一生を台なしにした大きなケ
ロイド、しかもそれは医療法の対象にはなりませ
ん。現状は固定しておるのでございますから、こ
れは医療法の対象にはなりません。医療法は現に
治療を必要とするものということになっておるわ
けでございますから、これも医療法、特別措置法
の対象にならないのです。そういう一生を台なし
にした者に、たとえば障害年金という形のもの
を与えて、何ほどの償いが行われるということ。
私などは、そういう原爆死没者の遺族に弔慰金
ないし遺族年金、それから一生を台なしにした原
爆被害者に障害年金を、こういう形でお願いして
おるわけでございますが、そういうものは、いま
の二法をどう拡大改良していきましても含まれ
ないのであります。

現在の二法は、大体において社会保障立法の上
に成り立っており、社会保障立法は現行保障を主
体としますがゆえに、過去にさかのぼることがで
きません。いま鈴木参考人もこの問題を非常に申
されましたが、二法を広げればそこらも含まれる
という考え方もあるかもしれませんが、やは
り過去にさかのぼってこれを償うということに
なりません、国家補償的な立法でございませんと

過去にさかのぼることができません。そういう意味で、被爆者は国家補償的な援護法で申しておるわけでございます。もちろんいまの二法の充実、拡大というものは必要でございます。不十分でございます。ですから、原爆被害に対する国家施策としては、根本的に一番大事な原爆死没者や原爆被害者の問題がいまだに取り上げられていないということ、これが私は最も欠落と申します。全然国家から顧みられていないところ、それはどんなにいまの現行法が充実され広がっていても、被爆者が根本において満足しないところのものがそこにあるのではないかと申すわけでございます。

そこで、この被爆者——被爆者という言葉そのものに私は非常な疑問を持っております。医療法ができてから、被爆者被爆者という言葉で、被爆者自身がみずから被爆者と言ふふうになりましたが、やはり全部の原爆被害のことを考えますと、原爆で子供を失ったり親を失ったりした、そういう者ももつとした原爆被害者なんです。それから、被爆者組織は元来そういう者も含めた、遺家族も含めた原爆被害者の組織として出発しましたから、今日日本被団協にいたしても、日本原水爆被害者団体——被爆者団体とは言っていないのでございまして、被害者団体協議会、後から医療法ができてからできた組織が時たま被災者とか被爆者の会とか言っておりますけれども、やはり初期の段階では、被爆死没者と被爆生存者というふうな言い方をしたのであって、被爆者と言わないのです。ところが、その被爆死没者と被爆生存者というふうな言い方をしておいた原爆被害者の問題が、被爆生存者の問題は二法で何とか施策が行われてきましたけれども、原爆死没者の問題をめぐっては施策が何ら行われなかった、あるいはその被害者についても、そういうことから、われわれはそういうものを全面的に含むところのものは、やはり過去にさかのぼるの價のの意味もございまして、国家補償の原理に立つ援護法でそういうものも全部含めた施策を行っていた

きたい、こういう願いを持っておるわけでござい

私は、今日この現行二法というものの性質と、そこではどうしても覆い切れない次元の違った段階のものがある、そこが満足されない限り、被害者の究極的な施策というものはないのである。この点を今後の機会に、いまでも論じられたことでございまして、十分に御審議をいたしたい、もう一つは被爆三十周年でございます。三十周年に、せめて死んだ者が浮かべられるように、長年暗いトンネルの中ばかりを通過しておる原爆被害者にも日が当たるようにしていただきたい。それらを全部含めた施策にしたいことをお願いいたします。一応私の陳述を終わります。(拍手)

○大野委員長 次に、谷口参考人をお願いいたします。

○谷口参考人 国民の代表機関である国会で、三十余万の被爆者の悲しみと苦しみを訴え、国の被爆者に対する適切な援護をお願いするこの機会を与えられたことをとてもうれしく思います。

私は、十六歳のとき、爆心地より一・八キロの地点で、自転車に乗って郵便配達をしていた途中、被爆しました長崎の谷口であります。被爆後三十年、初めて国会で発言できる、多くの被爆者がそれこそ待ち望んでいたことだけに、議員の方々の御配慮に心から感謝申し上げるものであります。あわせて、率直に言わしていただくなら、遅過ぎたのではないかと申すこと。

被爆の状態については、いまでも写真集やアメリカから返ってきたフィルムなどで発表されていいますが、私のことについては、昭和四十五年「アサヒグラフ」に次のように書いてあります。「背中一面に熱傷を負った少年、これほどの重傷でありながら写真の主は健在だった、長崎電報局配達課運用主任の谷口稔さん(41)である、被爆当時は長崎本博多郵便局の配達員、爆心地から一・八キロの住吉町の路上を自転車で電報配達中に被爆した、全身の三分の一以上に熱傷を負い「殺

してくれ」と声をあげたほどだった。三十一年に結婚、二児がある。ふつうなら一カ月ぐらいで熱傷部分は皮膚がかわいて快方に向うのだが、放射能の影響で回復力が弱っているため、なかなか快方に向わない」というふうに書いてあるわけですね。町並みは一瞬にして瓦礫と化し、山の木は立ちながらにして燃え、死にたが人の中で、私の背中は、着ているはずの着物はなく、ぬるぬるとはだが焼けただれだいたのです。一瞬の放射能によつて血の出る間もなかったのしょうか、一週間近く血も出ませんでした。半焼けの肉は腐り、腫れとともに流れ、いまでもそのときのおいさを忘れることはできません。一年九カ月の間、ベッドの上を食堂とし、また便所として、身動き一つできず、きょう死ぬか、あす死ぬか、生きていくのが不思議なくらいでした。うつ伏せに寝たきりで過ごしてきたのです。

ここにある写真は、昭和四十五年、アメリカから返還されてきたものですが、二十一年二、三月ころ、寒いときに、病室の中にライトを持ち込んで、ライトの光線で寒さも感じないようにして写された写真です。いまでも背中から、腰のバンドの部分を残して、しりまで傷だらけで、また前の方は、一年九カ月うつ伏せに寝たきりだったの、骨のある部分は全部床ずれで傷だらけです。皆さん方は、よく見てもうええばかりですけれども、私の左ひじは百十度以上は伸びることはできません。背中の火傷ですら三十五年まで全治することなく、手術も不可能だということでありましたけれども、耐えかねて原爆病院で手術を受けたわけですね。そのときに、皆さん方でもおわかりにならないかと思ひますけれども、三十五年まで私の背中についていた傷、何の原因不明なこのような傷が三十五年まで背中についていて、これがほかの皮膚を痛めていたわけですね。

私のように傷を負った者だけにとどまらず、傷一つない人たちが、肉親を捜し回ったために放射能を浴びて亡くなりました。また三十年間、そのために原爆症と闘い、今日でも多くの人が入

院し、この三十年間自分の足で歩くことすらできない人もあるのです。

人々は私に栄養をとって太れと言います。とつてもありがたく思うのですが、残念というより、私は本心に戦争が憎い、原爆が憎うございます。それは、栄養をとって肉がつくのはやさしいことです。だが、私の体は、さきにも述べましたようにに傷だらけで、肉がつくと張り裂けるように痛むのです。たとえば友達から飲みを誘われて、そこでビール、酒をちよつと飲み過ぎたぐらいい、そのくらのことで血管が膨張し、病院に行っても手の施しようのないように痛むのです。だから、よく言われるやけ酒ということには私にはできないのです。だから、栄養をとるにしても、太るためではなく、その日その日を維持していくための栄養しかとれないのです。

だけれども、いつでも、被爆者の苦しみはよくわかると言つてくださいます。また、身内に被爆者がいるからよくわかると言ふ人もあります。しかし、目に見えない、自分のはだで感じないことがどれだけわかるのでしょうか。毎年八月の原爆記念日には、広島と長崎で祈念式典が行われ、記念碑の前で、過ちは繰り返しません、安らかに眠ってくださいと祈られますが、母の胎内において、この世に出てこないうちに、眠り方も知らないうちに親とともに殺された多くの胎児が、どうして安らかに眠れましようか。生き残った多くの被爆者が三十年間も苦しんでいるのに、何で死んだ人たちが安らかに眠れるのでしょうか。過ちを犯した人たちが、二度と再び過ちを繰り返さないと言われるのなら、原水爆をつくらない、持たない、持ち込まないという保証を生き残った被爆者に明らかにすべきではありません。

政府は、私たち被爆者に何の断りもなくアメリカへの損害賠償請求権を放棄しましたが、原爆医療法制定までの十二年間、さらに今日までの三十年間放置されてきた被爆者がいかに切実に求めていることは、あの日、原爆にさえ遭つていなければ苦しむことはなかった三十年の過去を償うとい

う補償、現在の不安に対して生活と健康を守るといふ保障、再び私たちのような核兵器の被害者をつくらぬ保証という三つの「ほしう」をはつきり示してほしいことです。

手帳の拡大についても、先ほど鈴木参考人からも言われましたけれども、予算の枠によつて徐々に拡大されてきました。だが、科学的な根拠で、しかも不合理をなくしてもらいたい。実際に香焼、茂木、式見等にいた人たちでも、放射能に冒されている人たちがあつたのです。

また、すでに諸先生方は御承知と存じますが、広島、長崎の原爆病院は赤字経営で経営困難に陥っています。そういう関係で、被爆者全部が入れなくて自宅で療養している人もあるわけです。世界最初の原爆の被爆国である日本がここまで経済成長を遂げているのに、原爆病院も民間団体に委託していることに對し、私たちは大きな不満を抱いています。被爆者が安心して治療ができるサトリウムと治療機関を兼ねた施設を国がつくるべきではないでしょうか。ABC、長崎医大、原爆病院など治療と放射能の研究機関を一元化するため、国も予算を大幅につけてほしいと考えます。

また、当時長崎では軍需工場の拡大が行われていたために、外国人はもとよりたくさんの人たちが動員されて来ていたわけです。そういう関係で、実際の被爆者の数はつかめていないのではないのでしょうか。そのために実態調査を早急に行つてもらいたいです。私たち被爆者の悲痛な叫びは、安心して生活ができ、安心して治療ができ、住みよい世界ができることです。被爆者は高齢化し、年々多くの人たちが大死に同様に亡くなつていきます。その同士の對しての補償も何らなされてはおりません。

広島、長崎で被爆をした全国各地の被爆者で組織しているただ一つの全国組織である日本原水爆被害者団体協議会は、昭和四十八年四月に永年の要求をまとめた「原爆被害者援護法案のための要求骨子」を発表しました。政府を初め各党に支持をお願いしてきました。自民党の中にもこの要求

を支持する先生方もありますが、野党四党は、この骨子をもとに被爆者援護法案を共同でまとめ上げ、現在参議院に提案されています。私たちは、遺族年金を含めた原爆被害者援護法を一日も早く制定していただくようお願いして私の発言にかえさせていただきますが、前にも申し述べたように、死んだ人の前に集まつて、手を合わせ、幾ら誓つても、その実現に向かつて進まない限り、言葉だけに終わつてしまいます。

私は今まで一回も祈念式典に参加してきませんでした。もう待てないという気持ちで昨年初めて参加し、次のような「平和への誓い」を犠牲者の前で誓いました。

太平洋戦争の末期の八月九日、長崎市上空に投下されたあの原子爆弾によつて一瞬にして七万余の皆さんの生命が奪われてから早くも二十九

毎年この地において原爆犠牲者慰霊祭と共に平和祈念式典が行なわれ、平和宣言がなされ核兵器廃絶を世界各國に訴えられてきました。しかし、核兵器はいまだ禁止されないばかりか、ますます開発実験が行なわれていきます。被爆国である日本にさえ核兵器の持ちこみをされているといわれています。新生日本は、再軍備はしない、戦争は行なわないと誓つたはずの平和憲法をふみにじつて再軍備の道をたどり、核兵器開発の準備をえしうとしているとさえいわれています。

私たちは毎年ここに集つて「あやまち二度と繰り返しません。安らかに眠つて下さい」と手を合せてきました。「あやまちを繰り返しません」と誓いながら再びあやまちを繰り返そうとしている現状や原爆被害者の永年の叫びと要請にかかわらず国の犠牲者として国家補償にもとづく援護法が実現しないことに憤りをおぼえます。

原爆の被害は一般の戦争犠牲者と異なり二十九年を過ぎた今も原爆症のために苦しみ不安におびえています。

私たちは、原爆犠牲者の皆さんのあの悲惨な死

を無駄にさせないため、原水爆の廃絶と被爆者援護法制定のため、その実現まで努力を続けま

す。長崎市が率先して平和宣言を行ない各國首脳に働きかけると共に、平和祈念句間を設けて市長ぐるみ平和運動に取り組んでいるのも原爆の犠牲者を再びつくりださない、つくりだしてはならないという誓いによるものであります。

私たちは日本国民に世界の人々に核兵器の脅威を訴え、共に政府が率先して国連の場において、核兵器完全禁止協定の実現するよう、日本政府の責任において提唱し、推進し、実現するよう努力することを願ひ、そのために私たちも骨身をおしすす進することを犠牲者の皆さん

の前で心から誓います。

ということで、私の発言を終わらせていただきます。(拍手)

○大野委員長 以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○大野委員長 これより質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。萩原幸雄君。

○萩原委員 広島の出発の萩原でございます。御三人の意見を伺つておまして、はなはだ次元の高いお話でございまして、当面の具体的ないろいろな問題につきましての質疑が非常にしにくいのでございますが、貴重な御意見、そのとおりに伺わせていただきます。私も実は広島出身でございますので、原爆の被害のことは非常に詳しく知っております。その前提に立ちまして、現段階でのいろいろな施策を踏まえての皆様方の御意見を伺いたいと思ひます。同時に、私はいま伺いました御意見以外のことを主として伺うことになろうかと思ひます。

まず、恐縮でございしますが、谷口さんにお伺い申し上げますが、この長崎原爆青年乙女の会というのはどういう会でございますか、お伺いたし

○谷口参考人 私たち青年乙女の会といひますのは二十年前に発足しまして、原水禁運動の中で被爆者がともに励まし合つて、そして慰め合いながら活動してきたわけです。それも長崎の代表的な被爆者団体とされているものの一つです。私たちの会から、田村俊子賞を授賞された「おれな

お生きてあり」の作者である、もう去年の四月二日ですが亡くなられた福田須磨子さんや、あるいは原爆で被爆して三十年間、さつきも申しましたように自分の足で歩くことができない、寝たきりの生活を送つて「長崎に生きる」ということを書かれた渡辺千恵子さん、そしていま

長崎の被爆者運動の幹部の中にいらつしやる方たち、たくさんの中で組織しているものであつて、私たちもいまではもう中年ですが、しかし原爆で青春を奪われた共通の怒りを込めて、いまなお当時の青年であつたときの名前を使つて、青年乙女の会というところで進んでいる団体でございます。

また、これは何も多くのの人たちに呼びかけてるんじゃないんで、お互いに本当に皆さん方と一緒に行動できるような、そのような人たちではないわけです。手が伸びない人、足が曲がらない人、耳がない人、体じゅうケロイドだらけの人、このようなたちはばかりの集まりでございます。

○萩原委員 ありがとうございます。

森滝先生にお伺いいたしたのでございますが、先生は主として原爆の死没者を中心とされましての国の償いという点を強調なさつておられたように伺ひましたが、今回の特別措置法の大きな目玉の一つが御承知のように保健手当でございます。この保健手当という制度を新たに作り出したことにつきまして、どういふ評価をなさつておられるか、それを伺ひたいと思ひます。

○森滝参考人 この医療法、特別措置法、従来のものでございまして、いよいよその手当を受ける段階になつて手続いたしますと、現に治療を必要とする者というあれにひつかりまして、結局これはばくち病主裁などと言つておりますが、七つの病氣とか十の病氣になつたときに健康管理

手当とかいうことでございましたが、そういうことではやはり手が及ばないというので、発病しておる、しておらぬにかかわらずこの保健手当を出すということは、私はこれは一歩前進だと思っております。

しかし、この被爆者の問題に、そういう現に発病しておる、しておらぬにかかわらずということを持ち出さなければならなかったような、そういう被爆者の問題がある。したがって、そういうもののへ出発点としてこの保健手当というものが、たとえば私たちが呼び続けております被爆者年金への出発点であるというふうな性格を持ったものでありますならば、私など非常にありがたいことだと思つてございまして、残念ながらその本質がやはりそういうものでないような、そこまでのものではございません。

私はこの二キロというものに非常な疑問を持っております。一体、あの同心円的な、同心円を描いていてこゝまでだというふうなあの考え方、私は非常に疑問を持っておりますが、それよりも地域を離れておつても、黒い雨の降った地点の者はもっと大きな放射能を受けておるのじゃないかとかいふような問題がございまして、ですから、つまり二キロの同心円を描いてその施策をするというふうな、そういう大ざっぱな考えでなしに、むしろこの大ざっぱな考えが出たというのは、被爆者の要求も非常に強うございまして、いろいろあるから、それで健康管理手当や特別手当を受けられぬ者にも何か施策の及ぶようなことをしようというお考えでの保健手当というものだろうと思つてございまして、その点前進だとは思いますが、いま言いましたような、被爆者が本心に心から願つております、根本的な要求として出しております被爆者年金というふうなものを考えましたときに、これが果たしてその出発点になり得るものであろうかという深い疑問は持っております。

なお萩原先生が、先ほど死没者の問題を私が出したということをおっしゃっていただいたので一言申させていただきますが、八者協議会は

萩原先生などが御努力くださつてきたもので、広島、長崎の知事、市長、議長というふうな八者が、原爆被爆者の特別措置法案というものを先年出しまして、それと名前も同じものが厚生省案、まあ政府案としてできたのが今度でございますが、その過程で、この八者協議会から出してくださつた第三項目だった、大きな柱でございますが、そこに補償制度の確立というのがござい

ます。その補償制度の補償は、われわれが言う国家補償の補償、補償の補償のあれでございます。その補償制度の確立の中に遺族年金のこととか、あるいは弔慰金のこととか、障害年金のこととか全部含まれておつた。ところが、あの段階で厚生省の企画課長さんが見えになって、あれを中心

に広島で意見を聞かれたことがありまして、その補償制度の確立の段になりまして話がばやけるもんですから、私はいらいたしまして、これはどうなるのですかと言いましたら、その企画課長が、あなたがございましてはコンペンセーションでしよう、償いでしよう、私たちが立法いたすのはニードによるのです、被爆者には特殊なニードがあるからそのニードを満たすようなことをやるのです、あなたがございましてはコンペンセーションの原理でしようと言われるから、あえて私はそのおっしゃつた言葉を使つて、それじゃ私などがコンペンセーション、償いの原理、国家補償の原理の中で要求しておる一切の問題をあなたはニード論の中に全部含めることができるのですかと聞

きました。そうしたら、全部含めてみえますと一つのみえをお切りになったので、それ以上申し上げることができなかつたのですが、でさう上がつた特別措置法には、その補償制度の確立の大事な柱のところは寸分入っていません。もしそれが入つておつたら、今日の特別措置法を直直し上げていければ、われわれが今日要求しておる被爆者年金の問題も、遺族補償の問題も、障害者補償の問題も全部含まれるはずだった。それがそうでないところの特別措置法というものをお上げになつていただく、これはいいことですけれども、

それではどうしてわれわれの要求を満たしきれないのだということを申し上げるために、もしあのとき——あの八者協議会ではなおあれを出し続けておりますが、この補償制度の確立というのは大事なことであるとして、もし特別措置法そのものでいこうというのであるならば、私はあの補償制度の確立というものをしっかりと取り入れていただきたい、そういうことを申し上げたいと思

います。○萩原委員 保健手当のお話を申し上げたわけでございますが、保健手当の制度がでさうありますと、つくつた人の趣旨はともかくといたしまして、この手当自身が動き出しますと、手当自身がひとりでは自分の動き出す理由をつくつていくはずだと私は思つております。現在はこの趣旨につきましていろいろ議論がございしますが、おのずから本来こうだといふものを、この手当制度自体が自分の存在理由をつくつていくのではないかと私は思つておりました、その意味では安心をしておるの

でございます。それはともかくといたしまして、ただいま森滝先生のお話の中でちよつと出ました黒い雨の地域の問題でございまして。広島の場合は、昨日も最後に森井委員が聞いておられました、黒い雨が降りました地域というのが文部省の学術研究会の資料できめてはつきりいたしておりました、大雨地域と少ない地域まではつきりいたしております。そして、たくさん降つた地域ですら、現在の広島市の沼田町、安古市町、安佐町等は原爆被爆者の指定地域に入つておりません。これを入れるべきじゃないかという運動がございまして、私自身も当時広島におりまして、もちろん被爆者手帳も持つておるのでございしますが、直接被爆者ではござい

ません。あとから入つた、三日以内に入つた被爆者でございしますが、黒い雨というのが当時どういふものであつたかといふのは非常によく存じておるのでございまして、非常に象徴的なことでございまして、この黒い雨をかぶつたかどうかといふことで原爆症が出るか出ないかといふのが、当

時の住民にとりまして一つの非常に重大な象徴的事実になつておつたわけでございます。これは学問的には、原爆によりまして家がこわれ、じんあいが飛び散り、それが驟雨に乗つて黒い雨になつたといふことのようにございしますが、そういうことと地域の拡大の理由になつておるわけでございます。ところが、長崎におきましてこの地域拡大の御議論があるやに承つております。長崎の場合は広島の場合と違ひまして、黒い雨云々ではないよう

でございますが、長崎の場合、鈴木参考人、どういふ理由で地域拡大の議論があるのございしようか。先ほどちよつと触れておりました、もう少し具体的にお伺いいたしうござい。○鈴木参考人 お答えいたします。長崎の場合には、実は当時の風向といしましては南西五メートルというりっぱな記録があるわけでございます、そのために、先ほど申し上げましたように昨年十月、長与町、時津町は正を實現していただけたわけでございます。

〔委員長退席、菅波委員長代理着席〕しかし、昭和三十三年に制定されましたこの被爆地区の制定状況は、旧長崎市内といふことで風上に向かつて十三キロまで指定地区に入つておるわけでございますが、この指定地区の中に、先ほど申し上げましたように抱きかかえられるような形の当時の西彼杵郡香焼村があるわけでございますけれども、これが除かれておるということでござい

ます。旧市内であつたといふことだけで指定され、行政区画が變つておつて町村であつたために外されておる、これは私も非常に不合理だと考えます。また、聞くところによりますと、広島市の原爆よりも長崎の原子爆弾は三倍の威力があつたと言われております。そういうことから考えましても、現在長崎市が十三キロまでの地域を指定しておりますこともありまして、私も素人考えではござい

く必要があるだろうと考えております。いろいろな資料は地方自治体の関係当局でつくっていただいておるようでございますが、そういう考えで、いま申し上げました深堀も当然被爆地に入れていただかなければいけない地区だと考えられますし、深堀を入れるといたしますと、どうしても十二キロの線までは認めていただかなければならぬという地区だということに考えるわけでございます。

いろいろな資料は当局の方に出されていると思いますが、その中で私御説明できませんけれども、そういう考え方で、当時決められました被爆地区は非常に異常なアンバランスがあったということが歴然としておりますので、この際そのアンバランスの是正を要するに絶対的にやっていただかなければ、何といえますか、利口者がうまいことをしたという結果があるようにございますので、そういうことからこの点をぜひお願いしておるといふことでございます。御了承いただきたいと思います。

○萩原委員　ありがとうございました。

鈴木参考人にもう一つお伺いしたいのでございますが、従来余り異論が出ないのでございすけれども、健診の問題でございす。集団健診を二回、それから任意健診を二回、精密検査は必要の都度、こういうことになっておりますが、私は公衆衛生局長と異なりまして専門家でございせんので、とんでもないことを申し上げるかも知れぬのでございますが、私の常識で見ますと、集団健診が血液検査に偏っております。そしてその健診を経なければ精密検査に行けないような仕組みになっております。実は私よくわからないものですが、どうして精密検査に行けるんだらうかと県庁の役人に聞いてみましたら、いや、それは本人のこれまでの病気のヒストリーをいろいろ聞いて精密検査をやるかやらぬか決めるのでございす、こういう話でございました。そうすると、一般健診をやらなければ精密検査に行けないという制度が非常におかしゅうございすし、普通の常識から言いますと、ああいう医療制度をとつてゐる以上は、少なくとも年に一回の強制健診は要

るだろうとは思いますが。思いですが、そこから先は本人が必要を認め、それからまたお医者さんにかかってお医者さんが必要を認めれば、精密検査がいつでもできるという仕組みにしないと、本当の被爆者の健診にならぬような気がいたします。それが集団健診の健診率の低さにつながっておるんじゃないだろうか、こう思います。そう思つて、一般健診で何をやるんだろうかと思ひまして省令その他をめぐつてみましたら、ほとんど血液検査を中心でございます。若干尿の検査もございますが、そういうことになっておるようでございます。鈴木さんはそういう集団の中におられまして、この健診の問題をどういうふうに評価なすっておられるか、知りとうございます。

○鈴木参考人 お答えさせていただきます

御説のとおり、年二回の強制健診と申します。これは被爆者の間で非常に不評でございます。と申しますのは、この健診の内容がまことに不十分でお粗末なものだと申し上げていいと思います。が、そういうことから被爆者が信頼していないというようなことが生まれておるようでございます。

ただいま萩原先生が、精密検査は一般健診を受けなければ受けれないんだというように御理解いただいておりますのでございますけれども、実は法令に示されておりますとおり、一般健診を年一回、これは地方自治体が責任をもって行う、そののち後、年二回は希望によって精密検査を受けてよろうまいということになっております関係で、私どもはこの点を、希望による精密検査というものを非常に重視しておりますて、幸い長崎に原爆病院がございますので、ここにお願ひして、少しでもおかしいなというような症状を訴える者は精密検査に行きなさいということとで慫慂しておつて、その点では原爆病院では、一般健診を受けておられるおらないにかかわらず、精密検査はやつておられるようでございますので、その点は余り問題はないようでございます。

ただ私どもは、そういう一般健診が余りにも形

式的といいますが、内容が不十分でございますので、かねがね御当局の方には一般健診をもう少し充実していただくような予算の増額をということをお願い申し上げてきたわけでございますけれども、なかなか私どもの希望いたす線までは至っておりません。年々改善されてきておるということははつきりしておるわけでございますけれども、まだまだそこまでいっていないということで、被爆者の間では、一般健診はもう当てにならないという風潮が強く植えつけられてしまつておるといふことを申し上げていいかと思ひます。

したがって、いま先生がお考えを述べていただきましたが、必ずしも年二回形式的にやっていたかどうかではなくても、年一回でも十分な検査をやっていたかどうかの方が被爆者の保健上むしろ貢献度が高いのではなからうかということ、先生の御意見を伺って初めて私もそうに解釈するわけでございます。私どもは、従来は年二回の健診はぜひやっていたきたい、これを充実に内容のものでお願いしたいということを考えておりましたけれども、いまの先生の御説のように年一回でも被爆者の信頼できる健診をやっていた。ただ、健診に行きました場合、私どもがなかなかとえば胃腸の障害があつて、どうもおかしいから検査でも受けてみようかといつて参りましたも、それは項目外だということではねられる、こういうことでは、被爆者の健康が本当に守られるのか

ということの疑問がわきますので、やはりいま先生の御説のように、充実した検査を年二回やっていただければこれにこしたことはございませんが、予算の関係などでできないということであり、ますならば、年一回でも結構でございます。そういうことで充実した検査をお願いしたいというように考えております。

○萩原委員 最後は谷口参考人にお伺いいたします。原爆病院のことににつきましてお話がございましたので、実は広島の実爆病院につきまして私はよく存じておるのですが、長崎の方はよく存じておりません。したがってお伺いいたします。

赤字は出ておりませんが、しかしこれは理由があるのでございまして、これは長崎と違ひましてお医者さんの経費を日赤自身が持つております。したがひまして、その分だけがどうも長崎とやり口が違ふようでございます。したがつて、そこがかなりの違ひが出ているんじゃないだろうかと思ひます。ただ広島の場合は、非常に現在の病院が老朽

電化いたしております。建物も悪いし、電気水道その他の諸設備がすべて老朽化いたしております。すっかりやりかえなければならぬというふうな状況にございますし、また幹線道路に沿っておりますので騒音対策の問題もございまして、それからまた、森滝先生よく御承知と思いますが、すぐ隣にございます日赤本院がすっかり様子を異にした新しい病院になりました。それと比較されるという問題もございまして、大変な危機にあるのでございます。と申し上げますのは、建てかえなければならぬのじゃないか、場所をかえなければいかぬのじゃないかというふうな時期にあるのでございます。赤字の原因は同じようにあるのでございまして、赤字の原因は同じようにあるのでございまして、長崎も非常に運営上多々問題が広島以上にありますと承っております。先ほどちょっと触れておりましたが、もうちょっと、参考人として見られた長崎原爆病院のあり方を知らせていただきます。このように思っています。これで終わります。

○谷口参考人 私も専門家でございませぬので、数字的には余りよくわかりません。だけれども、一般的に見た場合に、原爆被爆者だけを取り扱っていくと、それだけではどうしても赤字がかさんでいくというようなことで、それから被爆者自身が入院しなければならなくて、それがなれないように一般の人たちがたくさん入っているというところでですね。だから、それをやはり本当に被爆者が安心して治療できるように、その赤字ということとは言わなくて済むように、国が責任をもつていただきたいということでございます。

○萩原委員 では終わります。

○菅波委員長代理 次に、枝村要作君。

○枝村委員 時間が限られておりますので、私は主として森滝さんにお伺いしたいと思いますが、時間があれば他の参考人の方にも聞きたいと思ひます。

先ほど森原委員から質問がありました保健手当の問題についてであります。これは今度の法改正で、爆心地から二キロメートルの区域内で被爆した者に対して、健康管理を図るためということと支給されるわけでありまして、先生も答へになりましたけれども、特にこういう二キロという範囲で区切られると、被爆者を分断差別するのではないかと、この点についてどうお考えになりますか、お伺いいたします。

○森滝参考人 今度廃止されるわけでございますが、かつて特別被爆者と一般被爆者ということで被爆者の間に一つの格差と申しますか、差別ができて、大変困難な問題がございました。ところが、今度二キロの線ですという保健手当を出すということになりますと、その受ける者と受けない者の間に、ちょうどかつての特別被爆者と一般被爆者というふうな問題が新たな形で起らねばいいかという懸念を持っております。

○枝村委員 その次に、原爆の措置法と医療法がありますが、これでは解決できないということと先生はおっしゃいました。特に死んだ人、それからひどい傷を負った人、それからその遺族、そして生活困窮者や、これから家族の崩壊という問題までに対して救う道がないのではないかと、こういうふうにおっしゃたのであります。こういう問題について、まだ先生がおっしゃりたいことがあると思ひますから、具体的に、お考えがあればひとつ述べていただきたいと思うのであります。たとえば、障害年金の必要性についてとかいろいろあると思ひますから、それをお伺いしたいと思ひます。

○森滝参考人 お答えいたします。私、主として死没者、それをめぐる遺族の間

題、それからひどい障害者の問題とを先ほど申しただけでございますが、なお、それについて具体的な例などという御質問だと思うわけでございますが、この大きな家族崩壊を起こした中で、私は一番初め痛切だったのは孤児の問題だったと思ひます。

一挙にたくさん孤児ができた、その孤児というものの、いい言葉ではございませんが、それに対する施策というものが国家からは何もなされなかつたということがございます。したがって民間の、われわれも多少学生と一緒にやつたわけですが、民間でやることというものはごく限られたものでございまして、結局これに対する救済事業というものは徹底的には行われなかつた。

だからこそ、その孤児になった者は、ごく幼少の者はだれかが引き取って養わなければなりませんし、そうでない者は死ぬわけですが、一番悲惨だったのは十二、三で孤児になった者、これはほつておいても、くつみがきをして、かっぱらいをやつても暮らせるものですから、何とか何とかやつていった。しかしそういう中で、私は、そのころ何人の子供が刑務所に入つておるだろうということと調べてはみませんでしたけれども、ずいぶんございました。そういう中で、いろいろな差別をされる、軽べつされるということ、だんだんひがみまして、多少私が関係しておりました子供が、牛乳を盗んで飲んだということから、だんだん人に誤解をされて、とうとうしまいは、少年院と申しますか、そこへ入れられ、そこから出てきましてなかなかいい口がございせんので、結局そういう身寄りのない者は暴力団の一番利用しやすい者でございまして、広島は暴力の町だと言われましたが、ついにそこに利用されて、とうとう撃ち合ひをして、この少年は死にました。

もう何とも言えない悲しいことであつたわけですが、その姉さん、その姉さんも被爆者でございましたが、その弟をかばつて難儀をして、その主人公も原爆孤児でございましたが、これも菓子屋さんで一生懸命働いておりましたが、とうとう

原爆症が出て亡くなりました。その姉というのは、自分が体が弱い被爆者であるのに、弟の問題がうなる、しかしついに救いがたく、その弟は撃ち合ひをして死んだ。夫は原爆症で死んだ。

そういうつまり孤児の問題、その姉ももちろん孤児だったわけですが、それに対して一体どういふことが行われたのか。せめて今日からでも遺族年金というふうな形がこの者に与えられるならば、多少の償いを受けたという気がするであらう、そして、それをもつて親を十分に祭る道も考えるであらう。

それから、先ほどは老人の問題も申しただけですが、原爆直後の孤児の問題は、すなわち今日の、原爆でひとり者になった孤老の問題でございまして、これについてはもう世論も厳しくございまして、多少の収容施設もできておりますが、なおなお足らないのではないかと思ひつけてござい

それから、この障害者の問題ですと、これはいまちようど谷口さんが一番典型的な大きな障害者でございまして、これがまた婦人でございまして、結婚ができない、そのために一生を涙ののんで日陰で暮らさなければならぬ者がある、これは大変なことだと思ひつけてございまして。ある婦人が小学校の教師をしておりましたが、教壇に立つと、お化けお化けと、子供って無慈悲なものでございまして、つい先生に向けてでもそんなことを申しますが、とうとう四十歳ばかりでその女教師の方は亡くなりましたけれども、そういう障害者に一体どういふ償いがなされたのか、私はそういう者にやはり障害年金という形で、国家は見捨ててはいないのだ、国家は償うべきは償つたということがあらわれるようにしていただきたい、そういうことを申したのでございまして、それがいま

この二法だけ、社会法的な立法の二法の中ではどうにもそれは取り上げられないことなので、これは過去にさかのぼりますし、そういう人たちはどんなに大きなケロイドがございまして、病状が固定しておりますから、現に治療を要する者

ではないわけでございまして。しかし、そういう治療を要する者ではない——ほんのわずかな治療を要する者はある施策を受けなければ、本當に施策が施されなければならぬその日陰者になつた障害者に何の償いがなされたか、何の施策がなされたか、この点が申し上げたいので、死没者の問題とか障害者の問題をきょう特に私が出しましたのはそういう理由なのでございまして、それが、先ほど森原先生へのお答えの中でも一部申しましたように、広島、長崎の八者協議会から出しておる特別措置法案の中の重要な柱として補償制度の確立というものがあつて、その中には明らかにそういう障害者の問題、遺族の問題、弔慰金の問題などが含まれておる。そういうものをかつて考えられておつたのであり、名前だけは特別措置法という名前をとつたのであるならば、なぜその重要な部分を取り入れないのであるか。そうであるならば、われわれが今日、国家補償による援護法を呼び続ける必要はないかもしれないのでござい

またちよつと話がよそになりました。大変失礼いたしました。

○枝村委員 いままで申されましたことなどを含めて、いままで、広島、長崎の被害者だけではなく、全体の被爆者、被害者、それと広島、長崎の地方自治体あたりが強く政府にいろいろな施策を要求してきていられます。それに対して先生が先ほどは若干御批判をなされたのでありますが、率直に言つて、政府はそういう要請を正しく受けとめて、そしていろいろな政治の面で反映しておるかどうかということ、もう一度森滝先生にお伺いしたいと思ひます。

○森滝参考人 率直に申しまして、残念ながら広島、長崎の自治体関係、知事、市長、両議会の議長、その八者の連盟で、住民の要求をかなり忠実に取り入れた被爆者特別措置法案というものがかつて出され、このころの八者協議会からの陳情書を見ますと、援護法強化に関する陳情になつておると思ひますが、その中でもいまの補

債制度の確立という柱は非常に重要なものになっておる。それをわれわれが住まっておる自治体の首長や議長が政府に要求してくれるのであり、しかもその自治体の首長、議長というのは、どちらかと言えばいまの与党系の方々でもあるし、十分意は通ずると思えますのに、それが必ずしも施策となつてあらわれませんか、私は残念ながら自治体の要望も反映されてないのだということを率直に申し上げなければなりません。したがって、われわれが、まるで直訴するかのごとくに政府、国会へ陳情、請願を繰り返さなければならぬような状態にあるわけでござい

ます。

○枝村委員 昨日のこの委員会、ある委員からこういう発言があつたわけなんです。いま出されております野党四党の援護法、これに対して被爆者の人たちの意見として、補償額とか年金とか、そういうものの額を多く望むということではなく、いわゆる精神的に困が補償してくれることを期待するために援護法なるものを早くつくっていただきたい、こういう意見があるということを開陳されたわけなんです。

そこで森滝先生にお伺いするのですけれども、国家補償の原理に立っていろいろな法が制定されるということ、ただそれだけであるのか、ほかにいわゆる救済措置、手当増額とかいうものはどうでもいいというものではないはずだと私は思つておるのですが、その点についての御意見を伺いたいと思います。

○森滝参考人 これにつきましては、私は足らない面を強調するの余り、いま現に行われておるこの原爆二法、そのことはどうでもいいというふうに関心したならこれは大変なことだと思つて、このものはもちろんそれを充実強化、広げていっていただかなければなりません、私などが野党四党でお出しただきましたこの法案を見ますと、そういういままでの二法も全部完全に含めて、その上に、いま私が申しましたような欠落した重大な部分も含めて、しかも、含めるについて

は国家補償の原理でなければなりませんから、国家補償的な原理でその全部を含めた被爆者の救済措置というふうなものでございまして、そういうものであつたならば、われわれが要求し、叫び続けておることが本当に反映されたという気持ちにもなるのでございまして、なかなかそれがむずかしい。

私は最後に、時間がないかもしれませんが、けれども、恥ずかしいことですけれども、自分の実例をもつて、ごく素朴な点をもう一度申し上げたいと思つたのです。というのは、私は原爆で右の目をつなくやめました。私にとつての原爆被害というのは右目をなくした事実なんです。ござい

ます。ところが、この原爆二法による救済が私に受けるのは、残った左の目が悪くなる場合にはそれを治療してやる。このごろやはり白内障、原爆白内障というのは私はごく軽微なもので、中央にちよつと曇りがございまして、周囲から老人白内障が出ております。それについては健康管理手当もやろう、あるいは治療もしてやろうということとでございまして、本来、私にとつての原爆被害というのは右の目をなくした事実、このなくした右の目に対しては国家からは何のあいさつも受けていない。残った、健全であつた左の目について

は、悪くなれば何とかこれから医療法で見てやろう、特別措置法の恩恵にも浴びてやろう、こういうのが実情でございまして、つまり、私の右目はネグレクトされておるといふことは、これを推し広げて言へば、原爆で亡くなった多数の死没者の問題もネグレクトされておるといふ事実であります。私の右目がネグレクトされておるといふことは、私よりもつとひどい障害を受けて一生涯を台なしにした障害者たち、ことには全盲になつた者たちを初め、多くのケロイド、やけど、いわんやこの放射能によつて、いわゆるおくれた死という言葉がございまして、おくれた死を背負つて苦闘しておる人たち、そういう者にどういふ補償——これは医療法の中で多少は行われます、ですけれども、そういう障害者に償ひの意味の国

家補償というものはなされてない。それが果たされないといふと本当の被爆者の要求には合わない。だからこの二法が、請願、陳情して、それで年々小出しに少しづつ少しづつ広げられていったり、充実されていった。もう三十年でございまして、一挙に、やはり被爆者はこたえてもらつたということをしていただきたいわけでござい

ます。

○枝村委員 四野党共同提案による原爆援護法がいま参議院で審議をされております。これに對してどのように考えられておるかということについて、鈴木さんと谷口さんにお答えしていただきたく思います。法案自体に對して賛否という態度の表明は、ここでは好ましくありませんから、どういふふうに望むかという点で答えをひとつお願いいたします。まず鈴木さんの方からお願いいたします。

○鈴木参考人 お答えさせていただきます。大変むずかしい御質問でございまして、私どもが軽々にお答えできるかどうかということ、非常に危ぶむわけでございまして、野党四党で共同提案していただいております援護法に對してどのようなことを望むかという御質問のように承ります。私どもは、もちろん戦争犠牲者でございまして、野党四党共同提案が国会の場で全面的に御支持いただきますならば、これにこした喜びはないといふふうに考えます。しかしながら、現実の問題といたしまして、野党から出していたいた援護法は数年間廃案に次ぐ廃案を重ねてきておると見ております。被爆者は、先ほどから強調いたしておりますように、もう三十年経過して高齢化しております。年々死没者が続出してございまして、長崎市の統計によりまして、一般の死没者の数を数倍上回つておる被爆者の死没者が出ております。こういう関係から、私どもはもう一年も待てないんだという窮地に追い込まれておるのが実情でございまして、したがって、野党四党共同提案をつくつていただけるものならば、これにこしたことはございせんが、そのような窮地に追い込

まれておることから、われわれはもう少し現実味のある、実現可能性のあるものをというめい、で従来からお願ひしております。先ほど意見陳情で申し上げましたように、筋を通し節度のあるものであつて、全国民と皆さんの理解と支持を得なければこれは成立しないんだというふうに考えますので、その線に沿つた要求を私どもはお願ひしてきております。したがって、野党四党共同提案に對しては、もう少し現実味のあるような要求であつてはしなかつた、率直に申し上げてこのようにお答えするはかばかしくありません。

○谷口参考人 私も専門的なことは余りよくわかりませんが、私も現実として、これ以上私たちが待てないという、私自身もう四十六歳でありまして、そういう気持ちでおります。野党四党案が出されておりますけれども、私たちが今までに述べてきたいろいろなことをもし皆さん方が理解されるならば、これが野党四党の案ということとそれだけでとどまらず、自民党の人たち全員が一致団結して、これを国会の責任において通していただきたいというのが私の切実な願ひでござい

ます。

○枝村委員 終わります。

○雷波委員長代理 次に、石母田達君。

○石母田委員 きょうお三人の方がそれぞれ広島、長崎から来ていただきました、国会で貴重な御意見を拝聴させていただきましたことを厚くお礼申し上げます。

先ほどの谷口参考人のお言葉にもありましたように、遅過ぎたという感じを私も感じております。もつと早く皆さんの御意見を拝聴すべきであつた。また同時に、社会労働委員会としても是非とも皆さんのところに直接行つて、いろいろお話しをお伺いしたい。昨日の質問でも、厚生大臣は時をつくつて必ず近く行きたいということも申し

ております。

そういう中で、私は谷口参考人にお伺ひしたいのですけれども、先ほどお伺ひしたときに顔の左に傷がありましたのでお伺ひいたしました。人

の顔の傷のことなど申し上げるのは非常に失礼とは思ふけれども、私は、皆さん方が被爆者として、ただ一つの被爆国である日本のこの被爆の実態を身をもって経験された生きた証人として、再びこのような事態を繰り返させないということ、国民的や全世界の人々に訴えていただきたいというこゝともございまして、できますれば、あなたの持つておられる傷、体の方の心臓の方もぐつと出ておられるようでしょけれども、それはいいとして、顔の傷のことを少し皆さんに説明していただきたい、こういうふうに思います。

○谷口参考人 実はいま石母田委員の方からも質問がありましたけれども、私、顔は、出ているところの傷というのは本知れたものでございまして、ここにありますが、これは四十五年にアメリカから返ってきたカラー写真でございまして、これは先ほども申しましたように二十一年の二月から三月ごろ、まだ寒いときに撮られた写真でございまして、いままで、やはりこの原水禁運動が始まる前は、私たちは被爆者として、モルモットではない、人の見せ物ではないということ、そのことによつて本日に日陰者みだいに被爆者同士で集まってきたものでございまして、だけれども、本日はそのようなことがやはり私たち被爆者としての日本政府に対しての要求が甘かつたんじゃないか、また、もしできた場合に、私たちの子供たちが安心して治療できるように、私たち体験者が自分の体をなげうって、子供たちがもしその病氣にかかった場合に治していただくということ、で、表面に出て運動を進めてきたわけです。

そういう関係で、本当だったら口で言うよりも裸になつた方がわかるわけですが、そのことはこの公の場ではできませんので簡単に説明いたしますけれども、先ほど申し述べましたように、私の前の方は、うつ伏せに寝ていた関係で全部傷だらけになっています。だから普通の病院に行つた場合に、どこでどんな手術をされたのかと必ず病院の先生が聞くわけです。床ずれとかなんとかそんな見方は全然されません。そのよう

に私の肋骨の部分は全部傷だらけで、それがふくらんでなくて逆に中の方に引つ込んでいゝるわけですから心臓が動いているのが骨と骨の間から目で見えるようにわかるのです。また顔のこの傷につきましても、これは二十六年に大学病院で手術してこれだけになつてゐるわけです。このように一年九ヶ月うつ伏せに寝たまゝの中で、左のほおを下にし、あごにまくらをつけて寝ていた関係で、これは床ずれです。だからこれを二十六年手術してこれだけ、何か原爆の傷とは全然関係のないような傷のようになってゐますけれども、これはもうほんの小さなものでありまして、胸の方にある傷は全部骨の部分がこれより以上の、本当にもうあおむけに寝てゐて水をかけると水がたまるような、そのように傷があるわけです。

○石母田委員 いま見せていただいたその写真というのは、先ほどの「アサヒグラフ」に載つた写真で、それは先ほどの話ですと、アメリカから返還されたというの、いわゆるコロンビア大学から日本に返還された資料の一部ですね。

○谷口参考人 はい、そうです。これは四十五年の六月にアメリカから返還されてきた写真の中の一部に載つてゐるわけです。それは日にちはよく覚えておりませんが、朝日新聞の日曜の朝刊に一日だつたと思ひますが、朝日新聞の「アサヒグラフ」に出た写真の中では私の名前が載つてゐます。これは七月の十日に発行されてゐるわけです。それから新聞に載つてゐるのは、名前も何もわからないうままその返つてきた写真を写されたものでございまして。

○石母田委員 その朝日新聞というのは、私の手元にある昭和四十五年六月二十一日の日曜日の「被爆二、三ヵ月後 爆発時数百度の高温がつくられ、強力な熱線と爆風、放射線が放出された。熱線のため爆心から六百メートル以内の屋根ガワラ、九百メートル以内の花崗岩の表面も溶け、人間が受けた火傷は約三・五キロの範囲におよんだ。写真は被爆二、三ヵ月後くらい火傷の状況。」

ちやうどこの同じ写真ですから、このときは名前がわからなかつた、それで載つた写真ですね。

○谷口参考人 そうです。

○石母田委員 先ほど、平和への誓いを讀まれたと言ひますけれども、これは長崎市主催のいわゆる折念集会被爆者代表として讀まれたものなんですか。

○谷口参考人 これは毎年、平和祈念式典と慰霊祭が行われてゐるわけです。それは長崎市の主催で行われてゐて、長崎市より一応被爆者の代表として、毎年度代表を選んでゐるわけですが、それによつて長崎の被爆者の被災者協議会の方に連絡がありまして、そこで私を選ばれて、それで發言したわけです。

○石母田委員 あなたは先ほど、二人の子供を持たれてゐるということで、被爆者として、そうした結婚して子供を産み、育てるということについて、言うに言われない精神的な不安も持たれてゐると思ひます。そうした子供たち、二世あるいはまた次に生まれる三世もあるでしょうけれども、そうした人たちに對する調査といふことが、そういうことをもつと十分してもらいたいというやうな気持ちとか、そういう子供といふことが、それに対する施策とかそういうことをどう考へておるか、あなたの見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○谷口参考人 二世の問題につきましましては、社会的にも非常に複雑な問題がありまして、このことを表面に出したがりません。たとへ調査しても出てこないという関係も出てくると思ひます。このことはなぜそのようになるかといふことは、先ほど森澤先生の方からもおっしゃられましたように、現在その二世といふのは適齢期でございまして、そうした場合、それが長崎の人といふことを聞いただけでいままで恋愛してゐたのが破談になつた、そのやうな話も私たちがたくさん聞いているわけですから、だけれども、私自身、自分の子供が被爆者の二世であるといふことを隠すことができないわけですから、ほとんどの人が知つてゐるわけです。

そうしたならば、やはり本當にこの子供が二世として原爆症にかからなければいいが、原爆症にかからないといふ保証があるならば、私はそれを望むわけですね。だけれどもその保証が全然なされない。そうした場合に、いままでも聞いたところでは、やはり原爆症が発生した場合、死の宣告を受けることと同じです。そうすると、やはり異状が出たならば、あくまでも親が原爆に遭つてゐるその関係でないだろうかといふこと、それを基本にしてやはり健診をしていただきたい。そういう関係で被爆者二世についてもお願いしてゐるわけでございます。

○石母田委員 そうしたことを含めまして、現在の政府の被爆者対策について谷口参考人はどういふふうに考へておられるか、聞かしていただきたいと思ひます。

○谷口参考人 遅過ぎたといへ、やはり医療法ができ、さらにおくれればせながら特別措置法ができて、年々両法について改正が加えられてきてゐることについては、これはそれなりに私たち被爆者にとつては、ささやかですが役に立つてゐます。しかし先ほども述べましたとおり、政府の施策に欠けてゐる根本的な点は、損害を償ひ、いまの生活を全面的に守り、二度と再び過ちを繰り返させないといふ被爆者にとつての三つの「ほしう」がないことです。やはりこれらの「ほしう」にとつては国家の補償の立場に立つといふことは、欠かせない前提となりますので、その点は本當に、いま言ひましたように国家補償の立場に立つといふことで、その立場に立つてやつていただきたいといふことでございまして。

○石母田委員 ではそうした立場から、現在参議院にかかつておられます、また衆議院でも昨年の四月の国会に出しましたいわゆる四党の共同提案の援護法案について、政府のいままでの施策との関係であなたが言われてゐる根本的な点の解決は、こういう法案の実現によつてなされるかどうか、そういうことについてのあなたの御見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○谷口参考人 私たちが属してゐる唯一の被爆者

団体である日本被団協の要求をもとにしてつくられたものであるということは、私たちににとっては大変ありがたいことです。しかも四党が一致して国会に提出し、取り上げられたことをうれしく思っています。

また、この四党案の、特に被爆者にとって大事なことは、国家補償の原則に立つということをはっきりさせている点であります。しかもいま生きている被爆者である私たちにとっては、認定制度は廃止されているということ、それからすべての遺族に対して年金の甲斐金を出してくださいという内容になっていることが特に私たちが被爆者の実情にかなっていると思います。

○石母田委員 あなたの見解はわかりましたけれども、これは先ほど鈴木参考人の方から、この野党四党案が少し現実性に欠ける、とはっきりはおっしゃらなかったけれども、いまの実現ということから見て数回廃案になっている——これは鈴木参考人の思い違いでありまして、四党として共同提案を出したのは昨年の四月に提出されたのが初めてなのでございまして、そういう意味では今回参議院の方に継続審議になって残っております、私も衆議院にもぜひ提案したいというふうを考えていま折衝中ではございますけれども、そうした中で鈴木参考人も、やはりあなたも被爆者であられると思えますけれども、そうした同じ長崎でぜひこういう四党案の問題についての実現、あと自民党さんというだけですから、五党しかありませんから、自民党が賛成すればいいということ、自民党の中にも賛成者もあるというふうな話も先ほど出ております。そういうことで谷口参考人に、こういうことは失礼かもしれませんが、けれども、そういう意見があるということについて、あなたはどうかというふうに考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○谷口参考人 やはり私たち率直に言ひまして、本当に先ほど何回も申しましたように、自分の親を亡くし、また自分自身があたりまえに動けない、また仕事をするにしても、たとえ職についた

にしても、病気で休んだ場合にすぐその職をなくしていく、そのような人たちは私たちの周りにたくさんいるわけです。そうした場合に、やはりその国家補償の精神に立つた援護法というものを私たちは本当に望んでいるわけです。なぜかと言えば、やはりこれは軍人軍属の人たちについては国家補償の精神に立つた援護制度があるわけです。

〔首被委員長代理退席、委員長着席〕

だけれども、国際法で禁止されている原爆によって受けたこの被害者、これに対して援護法ができないというはずはないと思うわけです。だから、一部にそのような話があるということは、本当に私たち残念でなりません。

以上でございます。

○石母田委員 私ども昨年の八月に長崎に参りました。参院議員と参りまして、また広島の方は寺前、田中美智子両議員が参りまして、それぞれ現地の調査を行って、その主たる目的がこの四党案の正当性を根拠づけるということに参りました。そして大きな確信を持って帰ってきた。そしてきょう鈴木参考人の話も聞きまして、内容については全面的によろしい、ただ、現実には通過させるにはどうかという、こういう御意見であつたかと思ひます。そういうことで、私どもとしては、ぜひきょう来られた参考人を含めて全体の被爆者の方々がこうした四党案の実現のために御協力くださることをお願いしたいと思ひます。

最後に、私はぜひ被爆者の立場から皆さん方の御見解をお伺いしたい点は、先ほどの谷口参考人のお話にもありました、また他の方も触れられておりましたけれども、いま核兵器の持ち込みというふうな問題が国会でも論議されております。最近この問題でいわゆる自民党の中でも有力な意見として、核兵器の持ち込みの事前協議制についてイエスもあり得るという見解が発表され、特に二十三日の衆議院外務委員会でも宮澤外務大臣が、安保条約上の事前協議制の運用についていかなる場合も、つまり核兵器の持ち込みについて、いかな

る場合もノーということであれば事前協議制そのものの意味がないという見解を表明しましたことは皆さんも新聞で御承知かもしれません。そうした問題で、先ほど谷口参考人も言っておりました、皆さん方の気持ちとしては、もう絶対二度とこの過ちを繰り返してはならない、つまり核兵器などそうしたものを使わしてはならない、つくらはてはならない、持ち込ましてはならないというふうな、この非核三原則について強い意思をお伺いいたしました。が、現実にはこうしたことが国会で論議されている状況について、被爆者の立場から一体どういふ見解を持っておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○谷口参考人 私たちは、やはり国会の場において非核三原則が決議されているということは知っています。ところがこれをただ決議したただけであつて、それが何もしないようなことにしてもらつては私たちが困るわけですから、そういう関係で、やはり私は意見の中で申し述べましたように、やはりこれを本当に日本の国の法律として立法化していただくようお願いしたいと思ひます。

○石母田委員 その点について鈴木参考人と森滝参考人に、簡単によろしゅうございしますから、一言——質問の意味はおわかりですか。いまそういう核兵器の問題が論議されていることを、被爆者の立場からの率直な感情でよろしゅうございしますから、お答え願ひたいと思ひます。

○鈴木参考人 お答えさせていただきます。その前に、先ほどの私の発言に足りないところがございしたので補わさせていただきますが、四党共同提案ではなくして、数回廃案の憂き目を見たのは野党提案でございましたので、訂正させていただきます。

ただいまの御質問でございますが、私も、谷口参考人の御発言のとおり、もうこのような被害は繰り返してはならないということを肝に銘じておるものでございます。したがひまして、いま国会でいろいろ御審議になっております問題につき

ましては、被爆者として当然そうあつていただきたいということをお考えおとすということで、お答えさせていただきますと思ひます。

○石母田委員 意味がちよつと不明です。そうあつていただきたいというのはどういうことなのか、もう少し……

○鈴木参考人 私は、その非核三原則なるものについての国会の審議について詳しく知悉しておりませんので、ただ、核兵器を持たない、持ち込まない、いろいろなことが言われておりますが、そういうことで、私どもは、再度このような災いを起こさないように進めていただきたいということでございます。

○森滝参考人 率直に申しまして、私は、けさ新聞でその宮澤外務大臣の御発言というものを見まして、一口に言ひまして全くぞつとしたて、物の言ひようがない、とんでもない方向に行くのではないかとこの憂いを非常に深く持ったわけでございますが、そういうふうな日本の核政策がもし揺れ動くことがあつたら大変だということ、絶対揺れ動かないために、非核三原則の立法化なりあるいは国会での非核武装宣言なり、それはこの被爆三十周年に、国民に絶対に安心させ、世界に対しても日本の核政策を絶対に明らかにするよう、この際、こういう憂いが起こつてきた段階で、なおさら非核武装宣言なりあるいは非核三原則の立法化なり、ぜひ被爆三十周年にこれを実現していただきたいという希望を被爆者として切実にお願いいたします。

○石母田委員 これで質問を終わりますけれども、きょうのこの三人の御意見が、これまで全被爆者の声でもあるというふうには私は考えております。そういう点で、ぜひとも被爆者の、また多くのこういう運動に参加されている方々の御意見が必ず国会に反映し、特に政府・自民党も揺り動かすような声になることを希望いたします、私の質問を終わります。

○大野委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 参考人の皆さんには、大変御苦

労までございました。きよう被爆者の御本人である皆さまから本当に生の声を聞きまして、改めて原子爆弾被爆の恐ろしき、悲惨さというものが身にしみたまふ感じがございます。そして、現在の国の皆さまに対する対策についての御意見もいろいろ聞かせていただきまして、非常に今後の参考になると思います。ただ、私が各参考人に二、三お尋ねしたいことがございまして、全般的にお尋ねしたいことと個々にお尋ねしたいこととありますので、そのつもりでお聞きになっていただきますと思います。

まず、森滝参考人にお尋ねをいたしますが、先ほど被爆した人あるいは障害者に対する方々に對してもっと手厚い対策を施すべきである、でない、生きているわれわれ自身も完全に救われていないのに、死んでいる皆さんが救われるはずがない、このような御意見が述べられていたように思うわけでございしますが、これは私も同じ意見を持つております。

ただ、非常に私も疑問に思うことは、政府がこれまでいろいろと答弁してきた内容から判断していくと、非常にむずかしい問題ではある。政府がこのような考えでいることについての森滝参考人の考えを述べていただきたいのですが、これまで政府は、被爆者に対する救済については、国家との雇用あるいは身分の關係が非常に薄い、ない、あるいは一般職災者との補償の均衡が崩れる、あるいは財政的に無理だ、このような物の見方をし、つまり一般職災者すらにも補償してないんだから、皆さんに對しても補償はできないんだ、このような、私に言わせれば本末転倒の考えを政府は持っているわけだと思ふのです。そういう政府の考えについて、まず森滝参考人の考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○森滝参考人 お答えいたします。

被爆死没者に対する、したがってはその遺族に對する弔慰金とか遺族年金の施策の上では、そういう形になるだろうと思ふのですが、それが最後に残る問題で、むずかしい問題であるというよう

なことは、被爆者も薄々は感じないことはないわけでございます。しかし、唯一の被爆国だとよく言われるわけでございますが、その唯一の被爆国であるということ、あれだけたくさんの方が原爆で死んだということ、並びにその被爆した生存者がまだたくさんおる国だということだと思ふわけでございます。ところが、その被爆生存者についての調査は、かつて昭和四十年になされたことがございまして、そのときもわれわれは、死没者調査も含めるようにということをお願いしましたが、結局できませんでした。それから、国勢調査で二度くらい機会があったと思ふのでございしますが、その機会にでもこの死没者調査というものをやる可能性はないかということも大いに持ち出しましたが、それも行われませんでした。今度の、ことしですか、厚生省で行われます被爆者調査にも、やはりどうも死没者調査というものが抜かれておる。ということは、唯一の被爆国であると言ひながら、被爆死没者の調査をやろうとすらしなかつたところに、被爆者対策の根本的欠陥があると思ふわけでございします。

やはりあれだけの者が死んだんだから、成らぬまでも、その死没者の問題を調査してみろ、その遺族の問題を調査してみろということが、なぜ今日まで行われなかつたのであるか、それほどむずかしいのであろうか。今日、学術は非常に発達しております、コンピューター組織もずいぶん進んでおります、今日、知恵をしばつたならばできない問題ではない、今日からでもできないことはないと思ふのでございします。そのほか、たとえば軍関係の原爆死没者は、これはもう手のつかぬところであると従来ずっと言うてきたわけですが、何とか保存館ですか、そこから出ました記録が広島に送られてきたのでは、軍関係で何人——ちよつといふ記憶が私はないのですが、何万何千人人という数まではつきりアメリカ側の文書では出ておる。そういうものを今日までむずかしいむずかしいと言つておつたのに、いまになつてアメ

リカ側の公文書からそういうものが出てくる。ですから、やればできないことはないと思ふわけでございます。そういう意味で、原爆死没者調査が今日まで行われなかつたというその事実が被爆者対策で最も根本的に欠陥を持つておつたところであり、そこから改めてかからなければむずかしいだろう。しかし、現実にこれを立法化する場合の手がかりがないことはございしません。たとえば、原爆医療法ができてから、明らかに国家が原爆症と認めて死んだ者の数ははつきりしておるのですから、手がかりはそこからも始まる、あるいは何万かの者が原爆慰霊碑の中の過去帳に書かれておる。うそを言つてまで慰霊碑に祭つてもらう者はないわけですから、そこからも手がかりはつくわけでございまして、その予算を立てる場合の基礎が全然ないというわけではないので、やる気になつたら現実にそういうものがあるし、またやるべき調査を怠つておつたというならば、いまからでもその調査を行つてやるべきだということを

持つております。

○大橋(憲)委員 時間に限りがありますので、鈴木参考人にお尋ねします。

先ほど、四党提案による被爆者援護法、これは言い直されていたようでございしますけれども、いづれにしても、いま野党から提案されている援護法について、現実的でないような御意見を吐かれたように記憶するのですが、われわれはこれでも、現実問題として、予算の關係までも配慮しつつ相当真剣な検討をしてつくり上げた内容として自信を持つてゐるわけでございしますが、その中身をここで審議する時間もございしませんのでそれはさておきまして、鈴木参考人から、現在の対策は全体で言へば五〇〇程度は行つてゐるというような発言があつたわけでございまして、これはとらえようかどうかと思ひます。しかし、いづれにしても、単なる社会保障的な救済の枠外でそれを満足されるはずがない、基本的にはやはりいゝゆるる国家賠償の基本に立つた、それに基づいた対策が望まれているのであろう。つまり、被爆者

補償というものは国家補償の問題であるという考えについては同じであるかどうかということをお尋ねしたいと思ひます。

○鈴木参考人 お答えさせていただきます。

被爆者対策については当然国家に補償してもらふべきであるという考えに立つて被爆者運動を進めておるものでございします。したがひまして、先ほど野党の皆さんから御提案いただいております問題についても申し上げましたが、私も、さきの陳述に申し上げましたとおり、筋を通し、節度あるもので、全国民の皆さんの御理解を得たものでなければいかぬというように考えまして、慎重に検討した結論を出しておるわけでございします。それに比べますと、野党四党で御提案いただいておりますのは、先ほど申し上げましたように、そつくりいただければこれにこしたことはございしませんけれども、もうすでに私も追ひ詰められた段階に来ておりますので、それだけのものができないとしますならば、私も、現実にはできるもので実現したいといたしたいことに切りかえざるを得ないというように考えておるわけでございします。そういうことで、私も、先ほど陳述の中で申し述べましたような四項目をまとめまして、これで何とか被爆者の援護の骨子だけはでき上がるというように考えておるわけでございします。

お答えになりましたかどうか分かりませんが、御容赦いただきたいと思ひます。

○大橋(憲)委員 要するに、国家補償の精神に基づいた援護法の制定という、その基本的な考え方については同じだということですね。これは間違いないですね。ただ、内容について、現実性があるなしについての意見は持つてゐるということですね。そこだけ、一言いいんですが。

○鈴木参考人 私も、いま申し上げましたように国家補償の精神でやつていただきたいということは考えるわけでございしますが、専門家でない私で、被爆者援護法でなければならぬという断定もできません。したがって、先ほど陳

述の最後に申し上げましたように、われわれの要求が満足されるものが被爆者援護法という形でなけれやできないとすれば、それでやっていたら、また現行二法の改善で私どもはできるといふように解釈しておるわけでございますが、それでできるといふことであれば、それでやっていたら、お任せいたしますというところで陳述を結んでおりますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 きょうの参考人の御意見を十分拝聴いたしましたので、今後の審議の段階で皆さんの意見を十分取り入れながらやっていきたいと思ひますが、最後に、三人の参考人にお尋ねします。簡単に結構でございますが、実は隣の韓国にかなり被爆者がいらつしやる。私の聞き及ぶところでは、約二万人に近い人がいらつしやるというのです。そういう方も現在韓国にいて、国籍が違ひますので日本のそれがそのまま向こうに及ばうはすはございせんが、同じ人間として、同じ被爆した立場から、韓国にいるそうした被爆者の身を案ずるときに、どのようなお考えに立っておられるのか、ちよつとそれぞれにお伺ひしておきたいと思ひます。

○鈴木参考人 ただいまの問題でございますが、私どもは、人道的な立場からは、韓国の被爆者も私どもと同じであるというように考えておるわけでございますが、日本の国内法が及ぶのかどうか、そのようなことについては、私ども素人でございしますので、どうしても判断しかねる問題がございします。したがいまして、われわれは、日本国政府がさきの講和会議でアメリカに対して被爆者に対する賠償を放棄されたというところでございしますので、かつて日本国政府に、さつき申し上げましたような精神にのつた補償をお願いするといふことをやっております。朝鮮やその他におられる外国の被爆者の皆さん方は、それぞれの立場で、それぞれの方法でいろいろなことをおやりになるといふことがあろうかと思ひますので、私どもは、人道的な立場からは当然そうしていただきたい

いふことは考えますけれども、そこまでは私どもとしては言及する範囲ではなからうといふように解釈しております。

○森滝参考人 お答えします。

もちろん、民間の私たちの運動としては、早くから朝鮮に調査団を送りましたり、あるいはお招きしてこちらで治療を受ける道を開いたり、いろいろ努力はいたしておるわけでございします。ここで私は二つお願いいたします。

一つは、やはりこの韓国被爆者の問題は、なるほどおつしやるように国籍は違ひますが、この問題の救済策を十分に考え、その際、日本政府に十分の、経済的な面まで含めた配慮をしていただきたいといふことでございます。

第二には、たとえば民間の運動として、よく被爆者を招いてこちらで治療を受ける道を講ずるわけでございますが、これはささやかな努力ですけれども、そうしてみてもわかりませんことは、以前は被爆者に国境なしと言つて、どこの国籍の者であらうとこの医療法の適用は受けるということでした。が、しかし、それは日本に居住する者についてという、属地法と申すのでございします。か、そういうことに最近政府の見解が統一されております。なので、ぜひ日本に来ておる間に手帳を与えて治療を受ける道を開いてもらいたい、この二点でございます。

○谷口参考人 私が先ほど申し述べました中にも、外国人といふことを入れていましたのは、軍需工場の拡大の場所に、ほとんど韓国の人たちが来て仕事をさせられていたのであります。そういう関係で私はそれを入れていたわけでございまして、日本に強制的に連れてきて、軍の仕事をするようにしてさせたといふことについて、国の違ひでできないところもあると思ひますけれども、それが本場に日本の手の届くところでできるようなことであるならば、そのようにしていただきたいといふことをお願いいたします。

○大橋(敏)委員 終わります。

○大野委員長 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の方々におかれましては貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手) 御退席をいただいて結構です。

(委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席)

○竹内(黎)委員長代理 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案についての質疑を続けます。大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 先ほど参考人を呼びましていろいろ意見を聞いたわけでございしますが、原爆被爆者の苦しみ、悲しみ、苦悩というものは予想外のものであることもわかりました。原爆が投下された三十一年を経過したわけでございしますが、この間被爆者に対する政府の補償措置というものは何一つなされていなかったと言へるのではないかと申すのです。原爆医療法、特別措置法の二法はありますけれども、単なる社会保障の枠内での施策である、人類史上類例のない原爆被爆の意義あるいは特殊性を軽視した施策である、このように言われてもいたしかたない。被爆者団体から国家補償の精神に基づく援護法制定の要求が続けられてまいりまして二十年近くが経過してきております。

しかも、その具体案が野党四党の手によつて提案されて今日でございしますが、政府はいまなおこれを受け入れようとしていないのはどういふ理由によるのか、改めて私はお尋ねしたいと思ひます。

○田中國務大臣 原爆被爆者対策について何ら行われていないといふことについては、私どももいたしましては原爆二法の制定以来その政策を充実強化してきたわけでございまして、これについての評価はいろいろあると思ひますが、何もやっではないと仰せられることについては、私どももいたしましてはきわめて残念でございします。

そこで、現在政府は原爆被爆者対策としては二

法の系統でもつてこれを救済する措置をとつてきているわけでございしますが、いま仰せのとおりいわゆる援護法式のものをもつてこれに対処すべきであるといふことについて国会等いろいろな議論があります。私どももいたしましては、これについての援護法を実施することについていゝゆる国家賠償責任といふような法律的根拠をどこに求めるかといふ問題も一つありますが、おおよそ前の大戦における戦争被害、戦争犠牲性といふものはほとんどの国民が受けておるわけでございします。が、この間にあつて原爆被爆者についてはまことにこの間にあつて原爆被爆者といふ特別な被害者といふ政策要請もあるものから、そこで他の戦争被害者との間に一体どういふふうな違いがあるのかといふことをいろいろ考へてみまするとときに、放射能を多量に浴びたといふことによつて健康上、肉体的に状態を残し、な

いはその不安を濃厚に持つておるというところ。が他の戦争被害者とは決定的に違ふ点であらうといふふうにお尋ねのわけでございします。したが、いましてこれに着目をして、あのような健康あるいは肉体的な傷病といったような観点からこれを進めてまいつたわけであります。

そういうわけでございしますので、したがつてその点を超えますると、今度はいろいろな問題が派生をいたします。これならば他の戦争犠牲者に対してしてもあえて説明がつくであらうといふたような見地から今日まで二法の系統、言うなれば健康あるいは傷病といったような系統からこれをきりぎりまで推し進めまして今日まで施策を進めてきたわけでありまして、その象徴的なものがいろいろ議論になつておる保健手当であらうといふふうにお尋ねのわけでございします。

○大橋(敏)委員 田中大臣は、確かに原爆被爆といふのは他の一般戦争被害者とは違ふ特殊な内容である。それは傷害作用といふか、放射能障害の特殊性があるといふことで、それなりにいままで対策を進めてきたのだといふお話のようでございしますが、一般戦争被害者とは違ふのだといふ認識は間

○田中国務大臣　国家補償という考え方に立脚する施策ということになると、国の債い、国の責任ということになってくるだろうと思います。こうなつてまいりますと、やはりその法的根拠をどこへ求めるかということになりますと、いろいろと問題があらうというふうに思われます。

た他の一般の戦争犠牲者、私どものところには率直に言つて大橋先生、いろんなものがくるわけでございます。たとえば戦災で家を焼かれた者、あるいはけがをした者、死んだ者、あるいはまたはは強制疎開の者等いろいろ来ますが、これらも率直に言つて何がしかの戦争被害であらうが、あなたの方とはかくがまんしない、こういうことでありまして、またリカバリーも効いたじゃないですか、引き揚げ者などもそうであらうと思います。しかしこの被爆者という方々は今日までなお健康上の傷痕を持ち、不安を持っているではないか、こういう方々とあなた方とは違いますね、こういうことを申し立てているわけでありまして、そこに原爆被爆者に対する対策というのが、私は打ち立てられてきているし、また今後もそういうことで続けていかにならぬものだというふうなことでございまして、戦争に対する戦争責任あるい

○大橋(敏)委員 いまお話がありましたように、被爆当時の戦争動員の状態等から見ますと、戦闘員も非戦闘員も、もうほとんど区別がつかない状態にあったと思うんですね。したがって、これはとにかくそれを格付けしていくのは非常にむずかしい問題でありましようけれども、核兵器による無差別爆撃によつての米国の原爆投下によつて起こつた問題でありますが、責任は当然米国内にあるはずなんですけれども、サンフランシスコ講和条終のときに請求権を放棄しているために、当然日本政府にその賠償責任がかかつてくるわけです。したがってわれわれはあくまでも国家補償に基づくこれは援護でなければならぬのだと、口を酸っぱくするようにいままでも言ってきたわけです。そして大臣もそのことについてはよくわかっている。これは心情的な問題ではなくて具体的な問題であり、法律的な問題からいってもそのようになると思うのですね。ですから心情がわかるので、

とにかく補償と援護法の谷間に置かれているのがこの被爆者の皆さんではないかと、私はこう思うのです。たとえば旧軍人軍属に對しましては援護制度によつて國家の責任で一定の對策が立てられてゐる。また最近問題になつております公害被害者の場合、公害被害者補償制度というものがありまして、國と企業の責任である程度の措置が講じられてゐるということ、つまりこういうことから見てまいりますと、戦傷病者もあるいは原爆被爆者も公害患者も、健康状態あるいは肉体的障害、精神的苦しみ、こういう点からするならば、私は人権保障にいかなる差別もしてはならぬのだ。つまり、そういう人権保障にいかなる差別も導入さされてはならない、このことは當然の理である、こういうふうに考へてゐるわけです。しかしいろいろな人がゐるけれどもという大臣のお話がありましたけれども、一方で戦傷病者のような方は、いわゆる身分的特權によつて國の責任で遇されてゐる。また公害患者等は人権という立場から、國と企業の責任で補償されてゐるのに、なぜ原爆被爆者がこの両方の谷間に放置されねばならぬのだらうか、冷遇されねばならぬのだらうかというような疑問が私に出てくるわけですが、この点についてどうお考えか、お尋ねいたします。

○田中國務大臣　きのうも論争がございましたが、アメリカの原爆投下、これが戦時国際法の違反であるという議論もありました。したがってわが国がこれに対する損害賠償補償権を持つてあるうというようなことであったわけですが、これが講和条約で放棄をいたしました。これはあくまでも戦時国際法では国対国の債権債務というかこうになる。国民がこのことによってアメリカ政府なり国に対して損害賠償補償権を持つということには

○大橋(勉)委員　私は公害患者の問題を取り出したのは、確かに戦傷病者だとかあるいは原爆被爆者とは異質のものでありますよ。しかし、いま私が言いたかったことは、人権という立場に立つた場合にはこれは差別されるものではないですよ、ですから原爆被爆者についても国家賠償的な、国家補償という立場から手を打っていただくさい、こういうふうに言っているわけです。

そこで、二、三、逆戻りになるようでありますけれども、被爆当時はすべての国民は国家権力によって、つまり本土決戦だということで、とにかく本土防衛の任務を強要されていた。戦闘員、非戦闘員の区別が果たして可能であつたかどうか、非常にむずかしい状態の中にあつたわけですね。そして国家総動員法というものがしかれたり、あ

るいは義勇兵役法とか防空法、これなどは処罰規定まで設けられてつくっていったので、一般国民も軍属も変わるところがない、こういう状態の中にあつたというのを想起してこなければならぬと思うのです。したがって、一般戦災者にも補償してなかつたから原爆被爆者だけ特別扱いをするわけにはいかないと考えはおかしいです。すよというのを私は先ほど申し述べました。それについては、そのとおりです、ですけれども、さりとていまわれわれが言っているような立場での国家賠償、つまり国の損害賠償という立場での補償というものはむずかしいものである、こういうお答えであつたようにございしますが、先ほど言いましたように、現に政府というものは軍人軍属やその遺族には昭和二十七年から恩給とか遺族年金、弔慰金を支給しております。また引き揚げ者については昭和三十三年に給付を出しております。また、四十三年には海外で失つた財産等に対しては最高十六万四千の補償金も出しているではないかと言つたのです。そういうふうにしてそれなりに手厚い立場でやつてゐるのだから、この被爆者に対しては、二十年來叫び続けている皆様の要求を入れてはどうだろうか、こう言つてゐるわけですか。

○田中閣僚 本土防衛という観点からものを考えますと、国民すべてが本土防衛という意識に燃えて、法律の根拠は必ずしもありませんけれども、それぞれ国内に居住をし、そのために戦争被害を受けたという点については同じような関係になるのだらう。総動員法、防空法という特別な法律関係によるものについては、これはその観点から措置をいたしているわけでありまして、そのなつてまいりまして、この道からは出てまいらぬわけにございまして、先ごろからいろいろ申すように、原子爆弾被爆者については健康上、肉体的上の障害があつたり、またそのおそれがあるというところに着目をするというのが一番問題を明確にする理由づけとして適當であるということからやつてゐるわけでありまして、引き揚げ者等々

につきましては措置はいたしましたけれども、これは一時的な一回きりの財産上の損害についていささかお見舞いをしたということにございまして、これといまの問題とはちよつと次元を異にするというふうには私どもは考えてゐるわけにございします。

○大橋(敏)委員 平行していきますので、じゃ次に移ります。

特別手当の受給者ですね、認定患者の受給者は一体何人いるのかということ、それは被爆者の何%に当たるかということですね。

○佐分利政府委員 四十八年度の実績でございしますと、特別手当の受給者は千八百人でございします。当時、被爆者手帳の所持者は三十万人あつたと思ひますので、非常に少ないパーセントになつてまゐります。

(竹内(繁)委員長代理退席、委員委員長代理着席)

ただ、昨年の十月からいゝゆる第二種特別手当というものを設けまして、従来は認定患者で原爆症の傷病の状態にあつた者だけ手当を支給しておりましたけれども、新たに傷病の状態になつた者にも半額の手当を支給することにしたいたしました。こういった方々が四十九年度には約千二百人程度あつたのではないかと思つております。その支給者は両方を含めまして三千七百人程度を予定いたしております。

○大橋(敏)委員 いずれにいたしましても、まだ非常に少ない対象数だと思ひますが、なぜそんなに少人数になつていかなければならぬのだらうか。つまり、どういう理由でそんなに少ないのか、こう聞きたいわけですが、私の考えでは所得制限が非常にじやまになつてゐる、こう思ふのです。これについてどう思ひますか。

○佐分利政府委員 確かに所得制限の影響はございしますけれども、私どもの実績では、四十九年度において、特別手当の場合には約一五%の方々が所得制限の適用を受けて支給を受けなかつたので

はないかと思つております。つまり、税法上等も障害者加算がございしますので、健康管理手当の場合よりは支給率が高かつたわけにございします。

○大橋(敏)委員 所得制限も、全面的にそれだけではなかつたけれども、かなり影響を起していることはそのとおりだということですから、ばくらはやはり所得制限撤廃の方向にいくべきだと思ふのですけれども、その考えはあるのですか。

○佐分利政府委員 現在の原爆二法が、先ほど来大臣からお話がございましたように、基本的には社会保障の考え方にとつてつくられておりますので、非常に高額の所得のある方にまでこういった手当を支給するということは困難であらうと考えております。しかしながら、やはり所得制限はできるだけ緩和すべきでございしますので、政府といたしましては年々緩和の努力を続けておるところでございします。

○大橋(敏)委員 いままでのこの二法というものをみてまいりました場合、発病しない限りは被爆者を救済する必要がないというように受け取られてきたわけですが、疾病が出て初めて何らかの姿で手当はあつた、それまではどうしようもないという内容になつてゐます。今回の改正で保健手当が新設されて、幾らかそういう考えが切り開かれていく傾向は出てきたわけにございしますけれども、そういう点についての物の考え方を聞かしていただきたいと思います。

○佐分利政府委員 従来、被爆者のうち認定患者については特別手当を、また十種類の特別な健康障害を持つていらつしやる方々には健康管理手当を支給してきたところでありまして、この健康管理手当については、昨年度までは年齢制限等ございしましたが、本年度はそういった諸制限を完全に撤廃いたしました。しかし、近距離で原爆の放射線を多量に浴びた方々は今後傷病が起つてくるという可能性がございしますので、その健康を保持増進させるため、またその不安を解消させるために、新たに保健手当を設けたわけにございします。私の知つておる限りにおいてはこのような性格の

手当はわが国では初めての制度ではないかと思ふわけにございまして、これこそ従来から申されております社会保障制度と国家補償制度の中間の第三の道を歩み始めたものではなからうかと考えております。

○大橋(敏)委員 確かにいまおっしゃつたように、この保健手当の物の考え方については高い評価があるわけにございしますが、その金額等について、またその実施時期から考えていきますと、せつかくの改正、改善が死んでいくのではないかと。たとえば今度の実施時期を見てまいりますと、五十年十月からとなつております。昨今の厳しいインフレあるいは物価高騰の折から見ても、これが果たしてどれだけの生活保障につながつていくだろうか、こう見てまいりますと、非常に遠いものを感ずるわけにございします。そういうことでもっと積極的な姿勢で今後進んでいただきたい。つまり社会情勢、世の流れに対応できていく内容であつてほしい、こういうことを強く要請しておきます。

今回新設された保健手当の対象人員は四万人余とされてゐるわけにございしますけれども、被爆者全体の中ではこれもわずかに割余りにすぎない。対象範囲が厳し過ぎるのじやないかと私は思ふのでございしますが、これをもっと拡大すべきだと考えるのですけれども、この点についてどうお考えであるか。

○佐分利政府委員 保健手当を創設いたしました趣旨は、近距離で多量の放射線を浴びた方々は医学的に見ましても今後健康障害が起つてくるという可能性がある。したがって、そういう方々の健康の保持増進を図るという趣旨のものでございします。

そこで現在医学界の通説といたしましては、まず一九五八年国際放射線防護委員会の勧告が行われておりました、それによりますと、一生のうちでただ一回の放射線被曝の最大許容線量は二十五レムであるとなつておりました、これは現在各国ともそれに基づいて制度を運用しておるところで

ございます。また、一九七一年の米国の放射線防護測定委員会の基準によりますと、緊急時の職業被曝の場合、危険地帯に立ち入る基準といたしましては、二十五レムという基準を採用しております。また従来の医学的経験によりますと、一回の被曝で健康障害が起り得るという放射線量は経験的に二十五レム以上となっております。また理論的な遺伝性量も三十レム以上といわれておるわけでございます。このような関係から一応二十五レム以上の被曝を受けた方々を対象とすることにいたしました。この点については学問的な根拠に基づいておりますので、そういった学問的な研究成果に新しいものがあれば、将来範囲の拡大ということもあり得るわけでございますが、現在のところは二十五レム以上の被曝者というところでこの制度を運用してまいりたい。そういった基本的な基準を置きながら、制度の改善については今後も努力をしてまいりたいと考えております。

○大橋(敏)委員 われわれはただその対象人数の立場から見ても、言ったわけでありまして、そういう立場からはまだまともな拡大をし、救済を図っていくべきではないか。いま学理的な立場からの答弁がありましたので、そういうことでの取り決めならばやむを得ないと思えますけれども、それではその範囲ではまだ無理ではないかというような傾向が少しも出たらば即座に拡大していく、そういう考えで当たっていただきたいということです。

また月額六千円というのは、これは生活保障という立場で出たものではないだろうかけれども、受ける皆様の考え方はいわゆる生活保障という立場からの考えが強いわけですが、そういう点からいって非常に額が少くない、こういう意見もあるのですが、これをもっと大幅に引き上げるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○佐分利政府委員 現在保健手当を創設いたしましたので、特別措置法には五つの手当ができたわけでございますけれども、その中で特に認定患者

のための特別手当、十種類の健康障害を持つていらっしゃる方々のための健康管理手当、それから今回新設の、一応現在健康に異常はないけれども、その健康の保持、増進を図るという保健手当、この三つの手当の相互の支給額のバランスは、慎重に検討しなければならぬと思うわけでございます。

また、今回の手当を支給いたします考え方は、健康保持、増進のために栄養補給をするとか休養を持つとか、あるいは適当なレクリエーションをするというような費用に充てていただくために設けたものでございまして、まだ生活保障のための手当だということではとっていないわけでございます。そのような関係から今回は健康管理手当一万二千円の半額の六千円としたものでござい

ます。○大橋(敏)委員 保健手当の所得制限はどうなさる考えですか。

○佐分利政府委員 健康管理手当などと同じでございます。前年の所得税額が十一万七千五百円以下の方々に支給するということにしております。これを所得額で申し上げますと、四人世帯の場合に約二百九十六万円となっております。

○大橋(敏)委員 こうしていろいろ話を伺ってまいりますと、多少の改善はなされてきておりますが、特別手当が改善されたとはいえず、認定被曝者の場合特別手当が二万四千円、医療手当が最高一万四千円、計月額三万八千円しか受けられないというところになってくるわけでございますが、最も困っている認定患者に対する給付としては、これでも余り低いのではないかと、こう私は考えるのですけれども、この辺大臣どう思われますか。

○佐分利政府委員 現在特別手当は本年十月からは二万四千円支給されるわけでございますけれども、これも私も似たしましては主として保険薬の使用とかあるいは入院、通院の費用とかそのような医療を受けるためのいろいろな費用に充ててもらうという趣旨のものでございまして、生活保障的なものは他の保障制度の併給によりま

してカバーされていくものと考えておるわけでございます。そのようなこの制度の基本的な性格がございまして、御案内のように政府といたしましては四十三年以来こういった諸手当の支給額の増額とか対象範囲の拡大とかあるいは所得制限の緩和とか、大いに努力してきたわけでございます。来年もその点については特に留意いたしまして、予算の上でも原爆対策の全部の予算では九十九億ふやまして二百五十四億にしております。手当だけをとりましても従来五十八億であったものを百十二億程度にふやしておるわけでございます。私どももいたしましてはできるだけこのことをやってきたと考えておる次第でございます。

○大橋(敏)委員 努力の跡はそれなりにわれわれも認めますが、しかし現実問題、生活していく上において見た場合に、三万八千ではやっていけない。それにはまだ他の生活保障の制度があるからそれに合わせて云々という話もあつたのですけれども、たとえば特別手当を受けている者のうち生活保護を受けている者は実質的にはその半額の手当しか受けられない、こういうことになっているわけでしょう。ですから私はやはり総体的にずっと上げていかないと、あの制度、この制度があるから合計すればよくなるとおっしゃるけれども、そこまではやはりいかぬですね。その点についてどうお考えですか。

○佐分利政府委員 生活保障法との調整の問題は、現在のところ伝統的に二分の一調整でございまして、支給手当額の半分を生保の方で特別加算していただいておりますわけでございますが、この点につきましては後ほど社会局長からお答えさせていただきます。

ただ社会保障の制度としては、生活保障法だけでなく、国民年金とか厚生年金とかいろいろな制度もあるわけでございます。そういう制度との併給を考えるとかなり改善されてきておるのではないかと考えております。

○大橋(敏)委員 要するに原爆被曝者が求めているものは、いわゆるお恵みとかあるいは同情というふうなものではない。つまり、まず戦争責任の謝罪である、すなわち国家補償による援護法の制定である、まず私はこう思うのであります。あくまでも国家補償に基づいたものでなければ、やはりこうやりました、こう改善しましたというものの、手落ちがたなく出てくると私は思うのです。基本的に国家補償に基づく施策に切りかわった場合にきめ細かい、そして皆様の期待される内容に充実していくんだ、こう思うのです。

われわれが四党で出している内容のあらましを言いますと、やはり全額国庫をもってそれを見ていこうというような基本的なものが流れておりますし、対象者を本人だけにやなくて二世あるいは三世まで拡大する、医療手当についても、かなり、額も月額三万円という内容にしておりますし、家族介護手当のこともすでに言っております。また被曝者年金あるいは遺族年金の、きょうの参考人からの要求がありましたような内容もすでに盛り込まれてきているわけです。

そういうことで、この辺で厚生大臣もそして厚生当局も、われわれが要求しているのが単なる野党だけで要求しているというふうな考えではなく、もっと真剣にこれと取り組んでもらいたい。もう待てない、死んでからでは遅い、こういうふうな援護法の即時制定を訴えている被曝者たちの要求というものは、私はせつば詰まった、ぎりぎりの気持ちではないだろうか、こう思うわけです。絶えず忍び寄る死の恐怖といましようか、おびえながら、放射能にむしばまれた体を引きずるよううにして生きてきた病苦と生活苦のこの三十年、当時三十歳の方々ももうすでに六十歳になっていくという現実、こういうことから見てまいりますと、本当にわれわれの要求が単なる形だけのものではないということを取り組んでいただきたいというわけですね。

要するに今回の諸改善も、結論的には生活保障にはなり得ない内容である、被曝者の血を吐くような要求は無視されている、こう言っても言い過

きではない、私はこう思います。これは政府の被爆者行政の底流に、被爆者補償を単なる社会保障の枠内で片づけようとする根強い考えがあるからにはかならない、このように私は考えております。

先ほども申し上げましたように、軍人軍属、その遺族には昭和二十七年から恩給や遺族年金、弔慰金が支給された、あるいは引き揚げ者にもちゃんと手が打たれたし、失った財産に対しても最高十六万円の補償金が出されたではないか、こういうことを考えていくと、被爆者に対するいままでの施策というものは非常に片手落ちではないかと私は叫びたいのであります。これらの被爆者を救済するために、国家補償の精神に基づく被爆者援護法を制定することは国の当然の責務である、このようにまずその考え方をしっかりと持っていたいただきたい、こう思うのでございますが、この辺で大臣の意見を聞きたいと思っております。

○田中中国事務大臣 国家補償によるか原爆二法の思想に基づいてやるか、これは先ごろ以来のお話を申し上げたところでございますから、お説については十分私も今後かみしめて考えていかなければならぬと思っておりますが、いずれにしても現行二法の系列の中にあつて施策の充実強化を図っていきたいというふうに考えております。

そこで私もいたしましては、今後その施策の充実強化について、手当の金額の問題もございしますが、私率直に申して、こうした独特な制度でございしますから、それが社会保障の範疇に属するかないかという点については、強いて申すならば社会保障の範疇に属するものというふうに言うべきかどうかと思ひますもの、きわめて特別な立場にあるこの立法、施策でございしますので、私は、今後はひとつそういう観点に立つて考えるときに、所得制限あるいは生保の収入認定、加算等の問題については、今後予算折衝等をめぐりましてもつと意欲的にやるべきものではないかというふうにご検討されておりますが、これについてはただいま皆さん御審議をいただいているものは、これはこれなりに予算でセツトしておりますが、今

後の姿勢としては、私はそういうことを踏まえて努力をいたしたいというふうに思つておる次第であります。

○大橋(敏)委員 先ほど参考人の方にもお尋ねしてみたのですが、実は韓国の中に被爆を受けた方々がまだたくさんいらっしゃる。私もそれなりに調べてみたのですが、韓国原爆被害者援護協会というものがあつまして、その資料によりますと、登録者数六千二百六十九人、未登録者数一万三千人、計一万九千二百六十九人、大体約二万人いるという話でございましたけれども、数字が合いません。当時、内地に強制的に徴用されて軍関係の仕事に携わつていた皆さんが被爆を受けて、終戦になつて韓国に帰られた。実は人道的な立場からは一日も早く助けたい心情でいっぱいだけれども、国際法の上から果たしてどうだろうかというふうな意見も出ておりましたのですが、まずこれについて大臣はどのように考えられているか、これを聞いてみたいと思ひます。

○佐分利政府委員 韓国在住の被爆者対策につきましては、昨年の八月から治療ビザをお持ちになりました、一月以上の期間にわたつてみっちり治療をなさるために渡航していらつしやるというふうな場合には、原爆医療法を適用して医療費の支給などをいたすことにしたわけでございます。しかし治療ビザを持つて日本にいらつしやる方は限りがあると思ひます。実際に登録されておる被爆者は六千二百でございしますが、推定は二万となつておるわけでございまして、これらの方々の援護も何か考えなければなりません。そのため、去る昭和四十一年に当時の国際技術協力事業団が韓国の医師五名を招聘いたしまして、科学技術庁の放射線総合医学研究所、築地の国立がんセンターで原爆症の診断、治療の長期研修を行つております。

この問題につきましては、ある意味では過去の日韓合談で韓国政府がいゆるその問題を放棄したような形になつておるようでございしますけれども、先生御指摘のようない人道的には非常に問題のあることでございしますので、昨年の八月九日の長崎における原爆被爆者追悼のときに、当時の二階堂官房長官が現地にいらつしやいまして、そのときの新聞発表で、もし韓国政府の方から今後原爆被害者の医療対策について具体的な提案があれば調査団を派遣する用意があるというような新聞発表をなさつたわけでございします。

あることでございしますので、昨年の八月九日の長崎における原爆被爆者追悼のときに、当時の二階堂官房長官が現地にいらつしやいまして、そのときの新聞発表で、もし韓国政府の方から今後原爆被害者の医療対策について具体的な提案があれば調査団を派遣する用意があるというような新聞発表をなさつたわけでございします。

(薬業委員長代理退席、普渡委員長代理者席)

私はその後、韓国政府から何か行政レベルでそのような申し出があるかと思つておりましたけれども、まだそのような動きはございしません。しかし二階堂官房長官がおつしやいましたように、この問題は両国の間で外交上の問題としてよく検討をしていただまして、対策等が煮詰まつてまいりますれば、国際協力事業団等にお願ひしていろいろな施策を講ずることができるとはならないかと考えております。

○大橋(敏)委員 外務省の方にお尋ねしますが、いまの問題について何か外務省の方でつかんでいらつしやることありますか。

○大森説明員 ただいまの御発言にありましたように、日本側といたしましては法律的な側面を離れまして、できる限り人道的見地からの援助はしたいという気持ちでございしますが、何分にも韓国に在住している韓国人被爆者救済措置の問題は、やはり第一義的には韓国の国内事項でございしますので、私どもとしては韓国政府から具体的な協力についての要請があつた上でそれを受けて検討をしたい、こういう立場でございします。現在のところ、韓国政府内部において、いかなる具体的な日本側に対する協力措置を要請するかということについてまだ検討中の段階であると承知いたしております。

○大橋(敏)委員 要するに、日本において被爆者されたという関係者に対して、人道的な立場からは厚生省といたしましてはほつておけないという気持ちには十分持つてゐる、だけれども韓国政府から何らかのそうした要請がない限りは手の打ちようがないのだ、こういうふうには私はいま理解したわけですが、それでも、この理解で間違ひないかどうか確認したい。

ようがないのだ、こういうふうには私はいま理解したわけですが、それでも、この理解で間違ひないかどうか確認したい。

○佐分利政府委員 そのように考えております。

○大橋(敏)委員 実は民間関係で韓国の首脳的な立場にいる方々のつながりがありまして、こういう問題が非常にいま議題になつてきているようでございます。たまたま韓国の先ほど言いました原爆被害者援護協会ですか、ここにいろいろ書類があつたのを日本人に翻訳してもらつたわけでございますけれども、それを見ましても、皆さんの日本政府への関心の度合いが非常に強いわけです。

本協会は数年間日本政府に対し駐韓日本大使を通じて韓国における原爆被害者の救済を要請してきましたが、黙殺しているような状況ですが、いままでの経過は次のとおりです。

一九七二年八月三十日、本協会代表が日本の三木副総理を訪問し、田中首相に要請書を伝達して善処を要望しましたが、至極好意的に善処する旨約束されました。

一九七二年十月八日、われわれの協会を支援してくださつてゐる韓国の原爆被害者を救済する市民の会が大平外相を訪問して前の要請書の履行を追つたところ、外相は深い関心を示し、立法措置をすると公約しました。

駐韓後宮大使にも話したところ、手島書記官を本件の担当に指名し、一九七二年九月五日、日韓閣僚会議のとき、非公式ではありまするが、日本の閣僚の方々に進言いたしました。

以上のほかに、本協会は日本の厚生省、外務省、日赤等々訪問し陳情しましたが、事実上全く逆の回答を次のとおり得ました。

そのえらい皆さんは、とにかく何とかしてあげたいという気持ちを好意的に示されるけれども、実際その回答は冷たかつたということをここで言つてゐる。

特に一九七二年十一月七日、日本外務省北東亜課次席は駐日本国大韓民国大使館第一等書記官

を招いて、日本政府は韓国人原爆被害者に対して人道的見地からして救済措置をとりたいが、現在は、外国人に対する被害者補償の権利に関する請求権協定が消滅しているため、日本政府自身がイニシアチブをとってはできないので韓国政府がイニシアチブをとってほしい、また実態調査をするから韓国政府も協力してほしいことと言われた。

このように、政府の高官は十分考慮すると言いつつ、担当官はわけのわかったようなわからないようなことを言うし、

そういう答弁であった。というのは、きょうも先ほど話がありましたように、政府としてはやりたいと思っているけれども向こうの政府から何らの要請がない、こういうことでばつとけられている、実はわれわれ被害者援護協会としては一生懸命やっているじゃないか、これを政府の立場と見てくれないのだろうかという内容になっておりますけれども、これに対してはどのようなお考えを持たれますか。

○佐分利政府委員 確かに韓国またそれを支援する日本の民間団体の方々の活動は活発でございます、政府の高官の方々もそれに非常に好意的でございます。ただ、私どもが事務レベルで韓国に対する保健福祉の援助計画等の話をいたしますと、たとえば栄養センターとかあるいは労働衛生センター、がんセンター、こういったものが先に出てまいりまして、原爆の問題は出てこないわけでございます。むしろ私の方から韓国厚生省の局長に、原爆はどうなっているのかという質問をするぐらいでございます、やはり日本の韓国に対する技術協力援助の資金の枠もございまして、韓国内におけるいろいろなプロジェクトのブライオリティーの問題がございまして、いまのところはまだ原爆対策を韓国政府が持ち出す段階に至っておりません。

○大橋(敏)委員 実はいまおっしゃったように、確かに韓国の原爆被害者援護協会というのは、失礼な言い方になるかもしれませんが、力が

どちらかといえばまだ弱い立場にある。むしろ、韓国の大韓連合会というものがあつて、その会長さんが呉元善さんという方で、もとの、いわゆる日本で言えば厚生大臣に当たる方だそうだが、この方の方が非常に勢力といいますか、力をお持ちということで、むしろそちらを通して被害者対策をやつていこうという考えもあるように見受けられます。局長がおっしゃったように、原爆被害者に対して軽視しているわけではないのだけれども、確かに何となく押されている感じがありますので、そういう点では友好親善の立場から大いにアドバイスをしていただいて、一日も早く日本にいたそうした韓国の方々が――一々日本の国に来るといふのは大変なことであるし、また経費の問題からも来られないことでもありましょう、そういう人が一日も早く現実的に救済されていくように手を打つていただきたい、こういうことであります。この在韓の被爆者のことについて大臣の御見解といたしますか、所信といたしますか、考え方をちょっと聞いておきたいと思ひます。

○田中事務大臣 心情的には何とかしてあげたいというふうな気持ちでございますが、いかんせん国際関係の問題でございますし、これが措置につきましては韓国政府の意向、思惑といったようなものをやはり無視するわけにはいきませんものでございまして、したがつて、いま大橋先生のおっしゃったような角度から、いろいろとわれわれもまた努力を続けていくことになるだろうと思ひます。

○大橋(敏)委員 では、話は変わります。広島市の原爆病院は昭和四十八年度末で一億三千万円の大きな赤字を出して、ことし要求した補助金もゼロだということをお願いしたのですけれども、これはそのとおりですか。

○佐分利政府委員 おおむねそのとおりでございます、累積赤字は私どもの方としては一億五千万、四十八年度末までに出ておりまして、四十九年度は約三百万の赤字が出ると思ひております。このため地元の県と市、病院でいろいろと財政再

建、病院の近代化などについて協議をいたしました、その結果、四十八年度から県と市は研究費を補助することにいたしました。厚生省も四十九年度から約千百万の研究費の補助をしたわけでございますけれども、五十年度は二千二百五十万円に研究費をふやしたいと考えております。その理由は、赤字の原因のかなりの部分が原爆後遺症の研究のために生じておるといふ理由からでございます。

そのほか厚生省といたしましては、四十八年度から公的医療機関の特殊診療部門に対する補助金という制度ができましたので、その枠の中から、四十九年度につきましては国が百七十三万円、県が百七十三万円、同額でございます、また本年度は、国が二百四十万円、同額を県が分担するといふ運営費の補助金も一部出しておる次第でございます。病院の運営費の赤字補助につきましましては、他の病院に関連する、他の病院との均衡の問題がありまして、なかなか実現の困難な課題でございますけれども、今後とも研究費その他、現行制度で許される方法で助成の強化を図つてまいりたいと考えております。

○大橋(敏)委員 とにかくこうした実情を聞いたとき、患者の治療活動にも支障を来していくのではないかと心配をいたしました。いまのようにな、そのことを十分認識した上での対策が立てられていくということですから、信頼申し上げましてこれ以上のことは申し上げませんが、要するに、長崎にしろ広島にしろ原爆病院にしろ、これはやはり特殊な病院であつて、それなりたてまををききました上での援助をやはりお願いしたいということでございます。

それから、これは実は具体的な話になるわけですが、広島市の丹那、そこに加島チカさんという八十三歳の方がいらつしやるわけでございますが、この人は失業対策事業に就労していらつしやる方です。広島市丹那では最高年齢者だそうすけれども、かつては七人の子供さんがいたのだそうすけれども、五人は原爆や病気で死亡さ

せて、昭和二十七年には御主人にも先立たれて、いまでは残り二人の子供さんにも頼れず、文字どおり一人ばつちだそうす。たまには休みたいと思つても休めば生活ができないということで、暑い日も寒い日も雨の日もとにかく働かざるを得ない。昨年の夏交通事故で胃腸障害で約四カ月入院したらしいのですけれども、非常に深刻な状態だったということです。この方は月三万円――といふのは昨年一年間で七割アップされましたので三万円になったわけでございますが、それと老齢福祉年金をもらつていらつしやるので、合わせますと一日の生活費は千二百円余りになるわけですね。一昨年の消費費物価は一九・四割の上昇を見ておりますので、生活がいかに苦しい内容であるかを知つていただきたいというために、私はここに具体的に出しているわけです。また、市労政課の調査によりますと、失対事業に従事している被爆者労働者というものは、全就労者二千四百六十人中過半数を超えているということでございます。しかも、ますます高齢化しているのが現状ですといふことでもございましたので、これもやはり大きな問題であらう。今後の行政指導の上から、こういう点十分配慮した上での手を打つていただきたいといふことを強く要請をしておきます。

また、入院患者の心境といふものが非常に複雑だといふ話も聞いてきました。広島市の原爆病院のS庶務課長さんは、退院していく原爆患者に対しておめでとうと言いくいといふ苦悶を打ち明けておりましたけれども、それは退院後の生活保障が確立されていないからですといふことでした。入院患者の土居高雄さんという六十八歳の人がいましたけれども、広島市の吉島新町ですが、一日も早く退院して家族の負担を軽くしたいと考えているのですけれども、自宅に帰りたいといふ年齢であり体ですと働き口もない、かえつて家計を圧迫するのではないかと心配しております。この土居さんといふのは、爆心地から一・八キロメートル、的場町で被爆して、その後市内電車の運転手を務めていたそうです。退職一年前の昭和四十

七年に突然両足が麻痺する症状に見舞われて、仕事をやむなくやめた。入院生活はことしの三月で二年になるそうです。家族は、奥さんのヒサミさん五十三歳、近所の小児科の看護婦さんをやっているそうですけれども、一カ月の収入は十万円。ところが大学四年、高校一年、私立に通っているんだそうですけれども、平均四万円の学費が要る。子供二人と四人暮らし、非常に厳しい状態だということを書いておりました。

現在被爆者手帳所持者は全国で三十四万九千人と聞いておりますけれども、認定患者は全被爆者の一％である。しかも、特別手当月一万五千円が今度二万四千円になりますけれども、医療手当最高九千五百円から一万四千円になるということでございましてけれども、所得制限等でふり落とされて、二重三重の厳しい条件つきになっているので、こういうのも大きく改善してほしい。あるいは保健手当月六千円の新設もあるわけでございましてけれども、先ほども申し上げましたように、爆心地から二キロメートル以内というようにことで大要対象者がしぼられていく。こういうことから、今日改善されるというものの、実際の生活状態の立場から見た場合には、まだまだ話にならない内容であるということも認識してもらって、もっと大幅な改善をお願いしたい、こういうことでございまして。

もう一つ具体的な話をしておきたいのは、広島市の原爆対策部の推定でございましてけれども、市内の生存被爆者十一万一千三百六十七人中、これは昨年の十二月現在の調べだそうですけれども、そのうち保健手当の支給対象になるのはわずか一万九千人である。十一万一千三百六十七人中一万九千人である。非常にこれは少ないわけですね。そういうことで、生活保障の完全実施への突破口という評価はなされているものの、救済的な施策である。やはり原爆被爆者に対しては、国家補償に基づく援護法の制定を頼む、こういう声でございまして。これは現場の声ですからよく聞いておいていただきたい。こういうのもあわせて、最後

に大臣の所信を聞いて終わりたいと思います。

○田中中国務大臣 原爆被爆者対策についての基本的なわれわれの態度については、先ごろの申し上げました。いまいろいろな設例を挙げて、原爆被爆者がなお困窮している状況、苦悶する姿等々を承りました。さらに私どもは、この施策を一段と今後強化をしていかなければならないというふうに考えておまして、本年もさようございまして、明年以降についてもそれぞれの努力をいたしていききたいものであるというふうに思っている次第であります。

○大橋(敬)委員 終わります。

○菅波委員長代理 この際、休憩いたします。本会議散会後、直ちに再開することといたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開議

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案についての質疑を続けます。小宮武喜君。

○小宮委員 原爆被爆者三十周年目に当たる昭和五十年年度の被爆者対策予算を見てみますと、総額二百五十四億で、四十九年度に比べて六三・八％の伸びを示しております。中身を見ますと、被爆者に対する各種手当の増額、新たに爆心地から二キロ以内の被爆者に対する保健手当、さらに家族介護手当の新設、独居被爆者に対する家庭奉仕員の制度など設けられております。

このように年々改善はされておりますけれども、国家補償の精神に基づく遺族補償は依然として実現されておられません。原爆被爆者に対する責任は私は国にあると思っております。国のこの被爆者に対する基本的な姿勢について、まずお伺いしたいと思っております。

○田中中国務大臣 原爆被爆者対策、それをいかが

するかということに基づく措置に関する物の考え方。の基点についての小宮先生のお尋ねだと思っております。

国家の責任から出発すべきものであろうということでございますが、戦争の被害者に対する国の責任ということになりますれば、私は、広く一般国民はとどの人があの節に戦争の被害を受けたということは間違いない事実だろうと思っております。したがって、国の責任を言う場合においては、一切の戦争被害者に対し国が責任を負うということになりますので、したがって、政策的見地から申しましても、かような論議で出発をいたしたのではどうにもならない。したがって、一番お気の毒な、そしてまた放射能を多量に浴びたという理由から今日なお肉体上あるいは健康上に傷痕を残し、またはそのおそれがあるという方々に対し、その点に着目をして温かい手を差し伸べる、救済の手を差し伸べるといったようなことが、政策上、他の問題と切り離すためにも一番いいメルクマルであらうというふうに考えましたものであります。したがって、原爆二法というこうした措置を起し、これを逐次充実強化していくという方向で今日までやってまいりましたし、今後もその方向で進みたいというふうに考えているわけであります。

○小宮委員 ただいまの厚生大臣の答弁を聞いておりますと、原爆被爆者に対する補償問題については、これは国としても考えなければならぬ問題だけれども、ただし一般の戦争犠牲者との関連もあるのだという印象を受けるわけですね。しかしこの原爆被爆者が一般戦争被害者と違っておる点、特殊な点について私はいまから申し上げてみたいと思っております。

まず、私自身も被爆者の一人ですが、ちょうど長崎の場合、原爆が投下されたときは、長崎市では空襲警報が発令されていませんでした。もしあのとき空襲警報が発令されておれば、多くの市民は防空壕に退避して、あれほどの犠牲者を出さずに済んだかもしれません。したがって、私は空襲

警報が発令されていなかったというのは、これはもう軍の失態だと思っております。そうであれば、この軍の失態はいわゆる国の責任だということに私は考えるわけですが、その点の所見はいかがでしょう。

○佐分利政府委員 ただいま御指摘のような、空襲警報があつたにもかかわらず空襲警報が発令されていなかったというところは、原爆投下当時の長崎だけではなく、ほかにも幾つかあつたと思うのであります。特にその後のアメリカ側の記述等を見まして、初めは原爆投下は長崎に予定されず、むしろ小倉方面に落とそうとしておつたようございまして、当時の特殊な気象関係から急遽長崎に投下地点を変更したというようなこともあつたわけでございます。そのようないろいろな複雑な事情がございまして、いま直ちに軍の責任であつたとか、あるいは空襲警報を出します担当者の責任であつたとかいうことは言い切れないと考えております。

○小宮委員 当初小倉に投下する予定のやつが長崎に変更して落とされたということは、もうよくわれわれも存じておるわけです。だから、結局そのために空襲警報が発令されなかった責任がだれにあるのかということとは云々ということも言われますけれども、私たちはやはり軍の責任というのは、戦争自体は国がやったわけですから当然国がその責任を持つべきだということを言っておるわけですね。したがって、原爆被爆者に対する問題が、厚生省はすぐ法律的にどうかとかあるいは道義的な問題はどうかということも言われますけれども、この問題の本質が解明されないまま残っておるからこそ、いまのような原爆被爆者に対する野党四党の援護法案となつてあらわれ、また被爆者の国に対する非常に不信の声が出てまいっておるわけですね。

だから私が申し上げたいのは、そういうふうには原爆被爆者というのが一般の戦災者と違つておる特殊な点についての一つの例を挙げたわけですね。この問題は、大きな意味で言えば当然戦争犠

性者に変わりはないわけですが、原爆の人も一般の空襲の人も。しかし特殊性があるからこそ私は当然これは国の責任において国が補償すべきだということをおっしゃるわけですね。だから一点は、空襲警報が発令されていなかった。もし空襲警報が発令されておれば、ああいった何十万という被害が出ずに済んだかもしれない。それが空襲警報が発令されなかったために、一瞬にしてあれだけの十数万の犠牲が出たという特殊性をおっしゃるわけですね。

二つ目を言いますと、この戦争が終結した直接のきっかけは、局長もよく御存じだと思いが、あの当時は本土決戦、本土決戦ということをおっしゃるわけですね。ところが、この広島と長崎に落とされた原子爆弾によって、その被害が余りにも大きかったということで戦争終結の時期を早めたこともこれは事実です。それは否定はせぬでしょう。であれば、もしあのとき原子爆弾が投下されていなかったと仮定した場合、あれからさらに戦争は継続されて、そして連合軍の本土上陸まで発展していたことは想像されるわけですね。そうなりますと、その後の戦争継続によってさらに何十万、何百万の人々の犠牲者が出ていたであろうことも、これも容易に予想されるわけですね。そういう意味では、長崎、広島に原爆による何十万の人々の犠牲によって、戦争を継続していたならば当然何十万、何百万の犠牲者が出たであろうこの犠牲を防止したとも言えるわけですね。そこに私は一般の戦災者と原爆被爆者の間の特殊性があると思ふのです。そういうような問題を第二点として考えるわけですが、これに対する所見はどうですか。

○佐分利政府委員 確かにただいま御指摘のように広島、長崎に対する原子爆弾の投下が終戦の大きな誘因になったことはみんなの認めるところであらうと思ふ。ただ、そのようなことも含めて、広島、長崎の被爆者が放射線をお浴びになったという特殊事情を考えましても、そのような特別な社会保障制度たる原爆二法がつくられておるの

ではないかと思っております。

○小宮委員 もう一つさらに論議を發展しますと、本土決戦が行われて日本が降伏したと仮定した場合——これはアメリカのルーズベルトとイギリスのチャーチル、ソ連のスターリン、この三者によるヤルタ会議というものがございまして、そのヤルタ会議の結果では、もし日本が本土決戦をやつて降伏した場合は日本国を三分割する、四分割するという話し合いまで済んでいたわけですね。そうしますと、いま言うように、もし原子爆弾が落とされずに本土決戦までいったら、いまの日本の姿が残っていたであらうかということをおっしゃるわけですね。考えてみれば、今日の日本のこの国体あるいは日本国というものが現存しておるのも、いわゆる広島、長崎の原子爆弾による十数万の犠牲の代償として残つておるといふことすら私は言いたいのです。そこに私は、この原爆被爆者に対する政府の考え方は、当然一般の戦災者と異なつて仕るべきだといふふうな考えのものです。

いま二、三の問題を挙げましたけれども、こういうようなことにおいて、この数十万の人たちの犠牲によつていまの日本国というものが存在しておると言つても私は過言ではないと思ふのです。そうなりますと、国としてもやはりこの人たちに對して責務として、国家補償においてでも、遺族補償なり、そういう亡くなられた方々に對する国としての礼を尽くすのは当然じゃないか、こう私は言いたいのです。その点についての所見はどうですか大臣。

○田中國務大臣 両市に對する原子爆弾の投下ということが終戦の態様、時期、あるいはその後のわが國の姿についていろいろな影響があつたといふことは、私は史実に照らして間違いないだらうと思ふ。しかし、それだからといつて直ちに他の戦争犠牲者と切り離して、これが全然別な取り扱ひをする絶対的な基準になるものといふふうにはなかなか踏み切れないのではないだろうか。心情的には私はわかります。しかし、法律をそのように構成するための決め手になれるかどうかと

いうことについては、なかなかさういふようなことについて議論を定着させるわけにはいきません。

したがつて、さつき申し上げたとおり、原爆被爆者が他の戦争犠牲者と基本的に根本的に違ふところは、他の方々はさうでないのかかわらず原爆被爆者は多量の放射線をお浴び、健康並びに肉體について大きな傷痕として不安を残しているといふところ、これはどなたも否定ができません。うといふことを考えますものから、その点に着目をして、この多くの戦争犠牲者と両市における原爆被爆者との間に明確な線を画して措置をしているといふことだといふふうに私も申し上げる以外に方法はないと思ふ。

○小宮委員 私は長崎の原爆被爆者遺族会の總會に行つてきました。ところがこの人たちは、さういふ政府のいままでの考え方、発想の転換をやらぬ限り、國を相手取つて訴訟するといふことも總會で決議をされております。だから、皆さん方が言われることもわからぬでございます。

この問題で何回質問しても、大臣なり局長なりの考えの中にはやはり何とかしてあげたいという気持ちはあるように私は見受けるわけです。ただし、この問題を原爆被爆者だけに限定していきますと、さらに一般戦災者の問題もある、だからそこまで波及することになるので、できるだけこゝでとどめたいという気持ちがあるやに私は考えます。だから私も、これは一般の戦災者にしてはもこのまま放置することはどうかと思ふのです。同じでしよう。たとえば外地からの引き揚げ者はやはり戦争犠牲者として外地に財産を置いてきた。こゝちへ引き揚げてきたら、結局國債を二十万だつたですかやつておるし、そういうふうな外地におつた人が財産を置いてきたからといふことで何らかの救済措置を受ける。内地におつても空襲を受けて、結局家は焼かれて財産もみんななくなつてしまつておるわけでしょう。どうして、外地のさういふような引き揚げ者と——私も外地の引き揚げ者ですよ、私はもらつておらぬけれど

も。外地の引き揚げ者と内地のさういふような戦災でやられた人を、同じ戦争犠牲者と言ふならば、同列に扱うのは当然じゃないですか。外地だけでさういふような特別扱いをしたという理由をひいて説明してもらいたい。これは、引き揚げ者団体をつくつて政府に圧力をかけたから、政府はそれを実施したと私は考えておりますが、それならば、外地のさういふような引き揚げ者に対する救済と、その同じ戦災者の内地の人たちに対する差別はどういふふうな考えですか。

○佐分利政府委員 引き揚げ者に対する補償の問題は、かなり高次の政治問題でございますので、私もからとやかく申す筋合いのものではないかと存じます。私はやはり、外地にいらつした方は、満州国とかあるいはシナとかあるいは南方地域において、それぞれ特別な國に對する貢獻をなさつておつたのではないかと、その辺はちよつと日本國內に居住していらつした方とも違ふんじゃないかといふような感じを持っております。

○田中國務大臣 引き揚げ者に対するあの措置は、一度限りの措置でございまして、継続した措置ではございません。しかしあの当時の立法過程を見ますと、いわゆる生活基盤といふものを全く失つてしまつて、新たな生活基盤に立たなければならぬといふこと、やはり引き揚げてきた節のあの苦労といふものは、これは独特なものである。また、その間にいろいろと苦労した、あるいは亡くなったとかいふようないろいろな悲惨な状況といふものに着目してあの種のものをやつたと思ふわけでありまして、私どもとしては、あれが見舞いであるといふふうな承つておるわけでございます。補償措置といふふうなことにございまして、一時的な措置であつたわけでございます。戦災者一般についてバランスがとれておるかどうかといふことになりまして、議論は果てしなく続くだらうといふふうに私は思ふのです。ですから、したがつて、政府並びに与党では、戦争犠牲者に

ついでのお見舞いなり補償措置というものは、独特な——現在行われているものを伸ばす以外、今日これを拡大しないという方針を堅持しているのもそういうところにあるものというふうに思うわけでありませう。

○小宮委員 いま局長は、海外から引き揚げた人は国に対する貢献度があつたのだというようにことを言われておりますけれども、それでは海外におつた人が、ばくも海外に十年ばかりいたのだけども、その全部が、そういうふうな公平な意味で解釈すれば、たとえいろいろな商売をして

おつた人、これはもう仲間であつたから、そんなことを言いませんが、それが全部内地におつた人より国に貢献度が高かつたとか何とかという、そういうような答弁はちよつとおかしいよ。ただ、いま大臣が言われるように、引き揚げの場合の非常に苦しみなんかがあつたということば事實なんだ。であれば、これが一時的な見舞い金という性格のものであつたとしても、それは額の問題ではないですよ、それでは内地のそういうふうな戦災者に対しても見舞い金ぐらいやつていいじゃないか。私は、戦争犠牲者だから、犠牲の度合いが大きかつたから海外引き揚げ者の場合は結局二十万から三十万の国債をやつたというならば、内地の戦争犠牲者に対しても、気は心、たとえば十萬円でもやるようにしたら、この問題がいまのように非常に社会問題にまで発展せずに済んだと思ふのです。だから、いまからでも遅くないです。一般の戦争犠牲者にも、半分の十萬円の国債ぐらいは支給したらどうですか。局長どうですか。

○田中國務大臣 戦争被害者、犠牲者に対して、一体どのような措置をいたすかということとは、もつぱら政策判断の問題ということになるだらうと思ひます。これもすべて国民の税金というものを使得てやるわけでございますから、したがって、広い視野でもって、どのような者に対してどのようなことをやるのが一番適當であるかということになつてまいりますと、すでにもう財源を現在な

いしは今後の国民のニードに対して使わなければならぬというようなことを考えることが第一だといふふうな思われるわけでございます。過去におけるそういう方々、いまではいろいろなこの態様があらうと思ふのであります。私自身も戦災者でございませうけれども、戦災者であるからといって私にもし国民の税金を使うということになれば、私は、これは結構でございますと言つてお断り申し上げるだらうし、またその必要も私はないし、国民の税金の使い方として賢明ではないということになります。

そういうわけで、独特な、あのような客観情勢をもつて大変ショックが大き、粒々辛苦、ずつと勤めてきて基盤を持つておつたものが全然なくなつて、しかもおんぼろさんぼろで帰つてきたといふのに一時的にやつたといふのがせいぜいであらうと思われまします。今日、過去を振り返つてみて、もうすでにリカバリーの効いた人まで含めてこういったような措置をとることは政策のあり方としていかだらうかといふふうに思われるものであります。したがつてこれらの方々にはまんをしていただいておりまして、特殊な方々、言ふなれば、こうした原爆被害者などという方々については別の扱いをすべきものである、それが私は政策選択として正しいものといふふうに思つております。

○小宮委員 本日に政府がこの原爆被害者のために何らかの措置を講じようとするは、やる気があれば野党四党が出しておるような援護法案をつくつてもやれるわけですよ。いまの外れからの引き揚げの問題にしても、局長は政策的なものと言つたけれども、政策的なものであつてもやはり立法措置をやつて支給するようにやつたわけだから、その意味では、やる気があれば、本日に政府自身にそういった気があればやれるわけですよ。しかし私は、先ほどから申し上げておりますように、どうも政府というのは、つまり原子爆弾被害者だけの問題を取り上げていろいろやると、一般の戦災者まで含めると膨大なものになる、それでは非常に財源

が膨張して困るところが私は本音ではないか、こつこつに考えるのです。

この原爆被害者援護法案の問題にしても、これはみんな、きょう参考人として来られた方々にしても、何も野党四党が出した援護法案をそのままそつくり政府に採用しろ、すぐいままら実施しなさいといふことを言つておるのじゃないです。やはりあつたやうな援護法案の内容を皆さん方の政府原案の中にも織り込んでもらへばいいわけですよ。それすればわれわれ野党四党があつたやうな援護法案まで出す必要もないわけですよ。だから野党四党が提案しておるやうな内容のものを、金の多寡は別として、それは一挙にあのやうなことをやれといふことは、一番好ましいことですが、そこまでむづかしいことは言つていないのです。被害者の方々も、私は聞いてみまして、やはりあつたやうな内容のものに、いまの特別措置法、それから医療法、こつこつしたものと一緒にしてやつてくれといふのが彼らのつづましい要求なんです。だから、金額をあのまましるか、そのとおりせぬとびた一銭もまけぬといふやうなことをやらないのです。

り実行しなさいといふことは言ひませんが、どうですか。来年ぐらゐの予算では、ひとつ野党四党が出しておる援護法案と同じやうな精神を盛り込んだ法律案をつくる考えはありませうか。どうですか。

だからこつこつといふやうな意味で、大臣、どうですか。これはもう五十年年度予算も大体決まつたことだし、私は五十年年度予算でそれをそのままそつくり

○田中國務大臣 援護法的な物の考え方、その底にはいわゆる国家賠償責任といふものがあるわけでございます。こつこつした思想を盛り込んだ法律をつくるということについては、私どもとしてはいまのところには賛成ができませんといふことでございます。やはり二法の系統で、つまり他の一般の戦災者あるいは戦争犠牲者と基本的に違つたやうな、健康あるいは肉体的傷損といふやうな観点から問題を出発させて、その施策をきりぎりまで充実強化をしていくという手法でこの問題をさらに前進をさせたい。その一つのあらわれが、今日独特な制度と言つておるところの、この後御議論が出ると思ひますが、保健手当といったやうな、現在健康上どういふこともないけれども、なおその心配があるといふやうな方々に手を差し伸べるといふやうなことを今回御審議願つてゐるわけですが、こつこつしたやうな施策を積み上げることによつて本問題に対処したいといふやうに考へてゐる次第であります。

○小宮委員 いま野党四党が国家補償に基づくところの援護法案を出したといふのは、皆さん方が二十年間たつても三十年間たつても何もそういうやうな原爆被害者に対する温かい手を差し伸べぬから、それでは国家補償といふことで明らかにさして、そして皆さん方こつこつしないといふことが大体この経過なんです。だから、皆さん方がこれまで原爆被害者に対する救済措置を、それはなかなか万全とはいへぬでも、皆さん方がもつてや

は温かい配慮をしておれば、こつこつといふやうな国家補償による援護法の制定という声も私は出てこなかつたかもしれぬと思ふのです。皆さん方が三十年たつても放置しておるから、皆さん方はもう待てぬといふところで、それではやはり国家補償による遺族救済をやらなければならぬといふこと

でこの問題が出てきたという経過もあるわけですから、問題は、いまになれば皆さん方はこういうようなことはできません、国家補償が云々と言われども、皆さん方がいままでやってきておれば、国家補償だとかいうむずかしい文句を使わなくてもいいのですよ。本間に被爆者が安心して生活でき、そして被爆者の人たちが病気の不安をなくし、それで安心して生活できるような措置をしておれば、どういふような中身であろうと、何もむずかしい言葉を使わなくてもいいわけです。だから、いまになつたらそういうようなことを言い出すというのも、またこれも筋違いではないか、こう思うわけです。

いずれにしても、来年はひとつ大臣、そうむずかしいことを考えぬでいいから、野党四党が出しておるような精神を織り込んだ、いまの医療法と特別措置法というような問題を含めたところの何らかの新しい立法措置を考えるべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○田中中国務大臣 政策の評価については、いろいろ各人各様だと思ひますが、私どもとしては、被爆者に対して何にもやらなかったとか、あるいは温かい手を差し伸べなかったというところについては、これはいろいろ異論があるだろうと思ひます。政府におきまして、今日まで原爆被爆者対策というものを全くやっておらなかった、二法もなかった、今日までの積み上げもなかったというならば、いま先生の所説というものは、私どもはこれを甘受しなければならぬと思つておりますが、しかし昭和三十三年以降今日に至るまで、こうした二法の系統で積み上げてきたことについて、いろいろ御不満もあらうかと思ひますが、それはそれなりに御評価を相賜りたいというふうに申し上げたいわけでございます。

○小宮委員 政府のいままでの考え方は、やはり原爆被爆者に対する恩恵的というか、同情的というか、そういう形でこの問題に取り組んできたから、大体もともと発想はそういう発想で来ておるものだから、幾ら口で答弁されても、やはり国が何と

かしなければならぬという気持ちと、これは思惑的だという気持ちとでは中身が変わってくるのは当然ですよ。だから、そこにやはり問題があるわけですよ。少なくとも原爆が投下されてから三十七年、三十八年、三十九年、四十年、四十年記念です。だから、亡くなられた方々に対するはなむけの言葉としてでも、ここでひとつ大臣が——大臣は非常に前向きで取り組んでおられるので私は敬意を表しているわけですが、いよいよこしは八月六日と九日には原爆被爆三十周年記念日が来るわけです。だから、少なくとも亡くなられた十数万人の人たちに対してでも、厚生大臣としても長崎に来てもらわなければいかぬけれども、その場合そこそこお参りして、みやげ話ぐらいできるくらい前向きな姿勢もここで一言言ってもらいたいと思うのですが、どうですか。言えぬですか。

○田中中国務大臣 援護法方式の法律を施行しなければ全く被爆者対策をやつておらないということについては、私率直に言つて、原子爆弾の被爆者に対するこの二法というものを制定する前に、予算化から何かさういふ深くタッチをいたした私でございますので、この経緯をいろいろ話しますと、昭和三十三年のときなんぞは悪戦苦闘いたしまして、そこにおられる大橋武夫先生と私とが当時の大蔵大臣に夜分遅く行つてやつた、あの経緯等をお話しすればいろいろとエピソードがあるのですが、これをしも全然私どもは温かい手を差し伸べなかったというところについては、私は残念でたまらぬわけでございますが、しかし政策の評価は、それぞれの方々によつてそれぞれだろうと思ひます。したがしまして、私どもとしては、今日までいろいろ積み上げてまいつたこの健康と肉体の傷と、こうした範疇の中からできるだけ適当な施策を求め、そして見出して、そしてできるだけのこれに対する対策を積み上げていくということとを申し上げる以外に今日お答えのしようがないということだろふと思ひます。

○小宮委員 次に移りまして、広島、長崎における原爆による死者数が、県なり市なり警察の発表する数字が食い違いがあるようですが、広島ではどれだけの死者があつたのか、長崎ではどれだけの死者があつたのか、この際政府としては何ら公表されたものがないのです。この点厚生省として把握しておれば、長崎市、広島市における原爆犠牲者の数をひとつ正確に教えてもらいた

い。

○佐分利政府委員 御指摘のように、厚生省として把握した数字はございません。政府といたしましては、昭和二十四年に経済安定本部が、原爆を含めまして戦災による全死者の数を推計しておりますけれども、それは二十九万となつております。また原子爆弾による広島、長崎の死者の数につきましては、県や市の調査あるいは学者の調査あるいは団体の調査、いろいろ数字がございますけれども、現在のところ、広島市や長崎市が発表しております。広島では十万人一千人ぐらい、長崎では四万九千人ぐらいというのが通説になつておると考えております。

○小宮委員 長崎の場合は、大体県と市の発表の数字はさほど食い違いはございません。しかし、広島の場合はかなり食い違いがあるのです。それは、政府としてこの数字をはつきりしないと言つてもなかなかかむずかしい問題ではあらうけれども、やはり県や市あるいは警察、それぞれ発表した数字が食い違つておるという場合には、対外的にも、こういうふうな質問をされた場合も、いや警察はこう言つております、県ではこう言つております、市ではこう言つておりますと言つてみたつて、国としてはどういふふうな把握しているのかと言われた場合に、むずかしい問題ではありますけれども、厚生省なら厚生省としての、死者数が幾らというのを公式に発表できる何らかの一つのものをつかんでもらいたいと思つておるわけでしょう、ましてやいまからなかなかかむずかしいわけですから、その意味では、今日までそれを放置してきたということについても厚生省は若干問題

がありはせぬかと考えますけれども、それはいまさら追及してもしょうのないところでもございいますから、やはり厚生省として公式に数字を求めるべきだ、私はこう考えます。

それでは、全国で被爆者手帳を持つておられる方は何名で、厚生省の認定患者は何名ぐらいですか。

○佐分利政府委員 本年三月末の手帳所持者は三十五万二千人でございますが、そのうち認定患者の数は四千二百七十六名となつております。

○小宮委員 被爆者の生活実態調査はこれまで行つたことがありますか。

○佐分利政府委員 昭和四十年年度に実施いたしております。

○小宮委員 このように原爆被爆者の生活問題あるいは救済問題が叫ばれておる今日、そういうような被爆者の生活実態というものは、四十年にやつてから約十年ですから、その間放置されておるわけですが、そういうような意味で私たちが若干不平を言ひたいのは、たとえばこれは特別手当を幾らにするとか、あるいは健康管理手当を幾らにするとか、ただ机上のプランだけで行つていくことではなくて、やはり被爆者の生活の実態調査を行つて、実態に応じた特別手当なり健康管理手当なりこういうようなものを算出すべきだと思ふのです。だから、いままでは、当初医療法と特別措置法ができた場合にこれぐらいにしようとした、あとはただ予算の規模の拡大に伴つてそれに何%か乗じていったということとで数値がずつと出されてきておるものだから、やはり生活の実態となかなかかみ合わないという問題があつて、それがまた被爆者からの不満の一つになつておるわけですから、そういうふうな意味では今度やられるようでございますが、この生活実態調査は大体いつからどういふような方法でやられますか。

○佐分利政府委員 本年の十月前後に昭和五十年年度原爆被爆者実態調査を行う予定になつておりますが、その際は四十年年度の調査の経験を生かしまして、まず基本調査、それから生活調査、最後に事例調査、この三本立ての調査を行うことにして

おります。

基本調査につきましては、全手帳所持者について調査をするのでございまして、性、年齢、職業、健康状態、そういったものを調べると同時に、かねてから広島、長崎で行っております復元調査を補充できるようなデータをこの調査で得たいと考えております。

御質問の生活実態につきましては生活調査で実施するわけでございますが、二十分の一の抽出率を原則としております。沖縄については全被爆世帯を対象にいたしますが、その他の都道府県では二十分の一の抽出率で、先生からお話がございましたような所得の状況とか、就業の状況とか、そういうことを詳しく調べてみたいと考えております。

また第三の事例調査は、四十年程度の調査のときにも事例調査をいたしましたので、そういった方々を中心にしたしまして、その後十年間の社会、経済の変動がどういふふうに影響を及ぼしておるか、またどんな悩みを最近はお持ちになっておって、それがどういふふうに起こってきたかということ調査することにしたしております。

これをもとにして、今後の原爆二法の改正、被爆者の福祉の向上を図るわけでございますけれども、かつて四十三年に現在の特別措置法を制定いたしましたときも、四十年の実態調査の成績をもとにして法案、政策等が立案されておるわけでございます。今回もそのように今後の対策に十分生かしてまいりたいと考えております。

○小宮委員 具体的に法律案の中身について質問しますが、健康管理手当の四十五歳以上という年齢制限が撤廃されたわけでございますが、これは非常に努力されたことだと思います。それによりまして、四十五歳以上という年齢制限の撤廃によって、健康管理手当の受給者が大体どれだけふえて、全体の数としては幾らになるのか。長崎市の分だけで結構ですか……。

○佐分利政府委員 長崎県、市の分ではよろしゅうございましょうか。——本年度は健康管理手当は

三万二千名を予定いたしております。このうち、年齢制限の撤廃による増加分が五千二百名、所得制限の緩和による増加分が二千六百名と考えております。

○小宮委員 所得制限の問題ですが、これはいままでの経過を見てみると、厚生省かなり大蔵省に制限撤廃を迫ったようですけれども、これは結果としては撤廃されるまでは至っていないのですね。したがってわれわれとしては、今後も厚生省としてはこの所得制限の撤廃はひとつぜひ実現をしてもらいたいということを特に強く要望しておきます。

またこの所得制限の場合、本人が配偶者または扶養義務者一人の前年度所得税額が八万円以下という所得制限のために、大体どれくらいの人たちがこの支給対象外となっておるのか。その点どれくらいになりますか。

○佐分利政府委員 本年度は所得制限を緩和いたしましたので、前年の所得税額十一万七千五百円以下の方を対象にすることにいたしました。これによりまして、支給率で見ますと、従来八〇％の支給率であったものが八五％に引き上げられるものと考えております。

○小宮委員 これは午前中も言っておったが、私も、十一万七千五百円ということになるとこれは年取どれくらいの人かということ、午前中質問がありましたけれども重ねて聞きます。

それと、所得税額が十一万七千五百円ということに緩和されたことによつて、受給者がどれくらいふえるかという点についても説明を願いたい。

○佐分利政府委員 所得額で申しますと、二百九十六万円ということになります。ただ認定患者の場合には障害者加算がございしますので、三百二十四万円になってまいります。

また所得制限の緩和によりまして、長崎の県、市の推計でございすけれども、認定患者に対する特別手当については約六十名、それから健康管理手当につきましては、先ほど申し上げましたが約二千六百名、それからこれも認定患者に対しま

す医療手当でございすますが、約百八十名、それから介護手当でございすますが、五十件、それから介護手当にいわゆる家族介護手当のようなものが今回新設されたわけでございすけれども、これが二百件出てくる予定でございす。

○小宮委員 今度新設された保健手当ですね、これは支給対象者は長崎市内、長崎県を含めて何人くらいおるのですか。保健手当の支給対象者は。

○佐分利政府委員 長崎の県、市で六千三百名程度予定されております。

○小宮委員 この保健手当も所得制限等で除外される方が出てくると思いますが、その数はどれくらいですか。

○佐分利政府委員 保健手当の場合は健康管理手当の場合と全く同様でございまして、一五％の方々が適用除外になると考えております。

○小宮委員 この保健手当ですね、これは爆心地から二キロ以内ということになっているわけですが、われわれが考えると、結局今度は一般の被爆者手帳と特別手帳が一本化されたわけですが、特別手帳の場合はたしか現行では、一本化されるまでは三キロだったと思えますけれども、なぜ二キロにしたのか、やはりわれわれが納得性のあるところの、いままでの特別手帳を持っておった人を対象にして保健手当を支給するんだというふう

にわれわれは理解しておったものだから、結局、当然そうならば三キロ以内というのが私は筋だと思ふのだけれども、なぜ三キロ以内ということではなくて、二キロ以内にしたのか、その点いかがですか。

○佐分利政府委員 健康管理手当は具体的に十種類の健康障害のいずれかをお持ちになつていらっしゃる方に対して支払われる手当でございすけれども、今回新設の保健手当は、現在は病気の状態にはないが、近距離で多量の放射線をお浴びになったから、そのうちあるいは放射線障害による健康障害が出てくるかもしれない。したがって、その方たちの健康の保持、増進に努め、不安を解消するために支払おうとするものでございま

す。したがって、どの程度の放射線を一回に浴びると健康に障害を起こしてくるのだろうかということが問題になるわけでございまして、結論から申しますと、国際放射線防護委員会、米国防射線防護測定委員会、そういったところの勧告や基準、さらに従来の医学的な経験によりまして、一回の照射で健康の障害が起り得るというのは二十五レム以上の照射ということになっておりますので、今回も二十五レム以上という基準を採用いたしました。そうなりますと、距離で申しますと、おおむね二キロになるわけでございす。要するに放射線の障害によつてこれから健康障害が起こるかもしれない方たちということになりますと、現在の医学的な考え方では二十五レム以上の被曝ということにならないを得ないのでございす。

が、健康管理手当の場合には現にすでに障害が起つていて、それが原子爆弾の放射線とあるいは何らかの關係があつたかもしれないという方たちに具体的に現にある障害に充てるための手当として支給しているものでございすから、両方の制度の趣旨とか、考え方が違つてございす。

○小宮委員 旧特別手帳の支給対象も当初は二キロ以内だったわけですね。それから改正されて三キロになったわけですね。そういうような意味では私もここでずっと前に二キロと三キロどう違うのかという質問までしたことがあるのですけれども、そういうような意味ではいま言われておることとは理解せぬでもないのだけれども、ただわれわれの一般的な理解としてはやはり旧特別手帳をもつておつた対象者を保健手当の支給対象にすべきだというような考え方がいまも残つておるものだから、そういうような意味で三キロと二キロということ、なぜ二キロにしたのかという質問が出てくるわけでございすけれども、それは一応いまの問題はそれとして、ひとつ今後そういうような意味では長崎でもこれは当然三キロまで広げべきだという意見もかなり強いのです。だから、そういうような意味で来年の五十一年度予算あたりではやはり特別手帳を持った人も自分たちも保健

手当をもらえるのだというように感じを持っている人が多いのです。だから、そういうような意味でいまの説明はわかるけれども、ひとつこれも少なくとも旧特別手帳を所持していた人達を対象にその地域の三キロくらいまで拡大をしてみたいということと要望申し上げておきます。

それから被災地域の拡大の問題です。

これは五十年年度予算では時津、長与町は準被災地域に指定をされておるわけですが、これは昨年の場合に健康調査をやつて、その調査結果に基づいていわゆる準被災地域から結局長崎市同様の被災地に格上げをするというようにことがやばり昨年この委員会でも質問した場合に答弁としてあつておたわけですが、この長与、時津町については健康調査をやられたのかどうか、その調査がやられておるとすれば、その結果はどうなつておるか、その点いかがですか。

○佐分利政府委員 これらの地区につきましては、まだ一部健康診断実施中のところもございまして、最終的な結果ではございせんけれども、一応三千五百人程度健康診断をお受けになりました。とおむね一割の三十五人に健康障害が出てまいりまして、被爆者健康手帳を支給した次第でございます。

で、この地域は五十年年度には一般地域に組みかえるという性格のものでございまして、従来やつてまいりましたように健康診断を実施いたしまして、具体的な健康障害のある方が出てくれば、その方に手帳を交付する。その他の原爆対策を適用するという形を今後とも続けていく予定でございまして。

○小宮委員 時津、長与町のほかに、長崎市周辺の東長崎など七地区と市に隣接した西彼杵郡の香焼町、こういうようなところについても、これまでいろいろ陳情をやつておるわけですが、これ五十年年度は見送られておりますが、この認定地域の拡大についてはどのように考えられておるか、ひとついかがですか。

○佐分利政府委員 そのような地域から、地域指

定の御要望が具体的に出ております。

先般、専門家にお集まりいただきましていろいろ御審議願つたのでございまして、放射線の影響という意味では、新たにそれを証明するような資料がまだ得られておりません。したがって、今後とも慎重に、医学的、科学的な立場に立つて検討を続けてまいりたいと考えております。

○小宮委員 被災二世の問題ですが、私の聞いた範囲内でも、結婚して、被災二世ということで離婚になつた実例もございまして。そういうような意味で、もう被災後三十年たつた今日、原爆の後遺症に何らかの形で苦しんでいる人達——またいつ発病するかわからない病気に悩まされて、被災二世の方々も、いま非常に不安にかられているのです。現代医学で被災二世に対する原爆症というのを予知することができれば問題ございせんが、やはりそれを予知するといふことはいまの医学ではもう不可能と言つても差し支えないところですから、そういうような意味で、この被災二世に対する対策というものを厚生省としてもどのような形で進めていくのか、考えがあればひとつお聞きしたいと思つております。

○佐分利政府委員 現在調査研究を継続中でございまして、これは、ABCと予研の肩がわりをいたしました財団法人放射線影響研究所でも、今後強力にその研究を続けますし、また厚生省といひましては、四十九年度から、特に被災世帯の健康調査というテーマを取り上げまして、学界に調査研究を委託しております。その中で、二世、三世の健康問題を調査していただいておりますのでございまして。

現在までのところ、どの調査を見ましても、被災二世につきましても、一般の方々の二世と、白血病だとか寿命だとかその他について差はないという結果が出ておるわけでございますけれども、理論的には問題があるわけでございますので、今後とも研究を強力に推進してまいりたいと考えております。

ただ、被災二世、三世の問題は、就職だとか結婚だとか、いろいろ複雑な社会問題が絡んでまいりますので、そういう点も十分に考慮しながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

○小宮委員 この離婚した話も、これは長崎の人が四国の人にお嫁さんに行つた。長崎では特にそういう原爆症云々でそんなことはないのですけれども、やはり全然関係のない、そういうような四国あたりに行つたり、東北あたりに行くと、何かちよつと病気をすると、それは原爆症じゃないのか、すぐそういうような目で見られて、しゅうとめとの間の折り合いが悪くなつてそうして離婚されたというようにことにまで発展している例をちよちよ聞くのです。

だから、それはやはり直接の対策というよりは——そんな対策はできるはずはありませんから、みんなの理解にまつ以外はないのですけれども、案外全然無関係のところは、そういうような傾向がいまでも出てまいっております。

最後に、原爆病院対策ですが、長崎の原爆病院に対する助成金が、五十年年度予算では二千二百五十万円になつておるわけですが、それも四十九年度に比べれば二倍に上つておりますし、政府の努力も認めるところですが、しかし長崎の原爆病院は、四十八年度単年度だけでも一億三千万の赤字になつて、累積赤字は二億五千万にも上る見込みでございます。したがつて二千二百五十万程度の助成ではどうにもならないというのが実態でございますが、まずこの原爆病院の赤字の原因はどこにあるというように考えられますか。

○佐分利政府委員 原爆病院の財政再建対策を練りますために、県と市と病院とで協議をしたわけでございますが、その結論によりますと、第一に、長期慢性の患者が多くて余り医療収入が上らないというところ、それから高齢者が多くて介護に人手がかかるということ、そのほかに特別に原爆後遺症の調査研究といった不採算部門を抱えておるということ、こういったことが大きな理由になつております。

○小宮委員 確かに原爆患者は特別の条件下にあ

ると思ひます。高齢化の問題あるいはそのために退院する人が少ないために病院の経費が高くなるという問題もありますけれども、やはり問題は原爆患者の治療の問題にしましても、これは普通の一般の患者と違ひますから、やはり非常に治療がむずかしく、また高度の医療機械を必要とするというところ、病院の経費がかさんでいく、また不幸にして死亡された方に原爆症確認のための解剖をする経費もかなりかかるというような問題で、やはり抜本的な対策を立てなければ、ただ、いまのような助成というだけでは、助成の額はふやしていただいておりますけれども、なかなかむずかしいのではないかと。

したがつて、被災者たちが満足に病院で養生するというのもなかなかむずかしいし、長崎でも一時病床を減らすという問題もあつたわけですが、県と市が再建委員会をつくつてやつておりますけれども、なかなか県も市も財政窮乏の折からやはり限度がありますので、それは国にしたつて財政の硬直化の問題が起きておりますから、むずかしい問題があると思ひますけれども、そういうような原爆病院に対する助成というのはやはり特別な措置を講じてもらなければどうにもならぬような実態まで追ひ詰められておるといふのが実態ですから、そのためにひとつ政府としてもこの原爆病院の赤字対策については特に配慮をしていただきたいということをお願いしたいと思ひます。ひとつ大臣から所見を伺ひます。

○田中務大臣 広島、長崎の両原爆病院の採算が非常に悪い、累積赤字があるということ、これを何とかしなければならぬということで、今年度予算要求等ではいろいろやりましたけれども、研究費等につきましてはある程度認められましたが、病院の経営実態についての詰めが予算要求では十分でなかつたやうな気がいたしまして、なお十分ではありません。

したがつて、原爆被災者の治療あるいは研究に事欠くやうなことがあつてはいけないと私は考えておりますので、これは明年度予算で私ども

はひとつ大いに努力をいたしたいというふうに考
えておる次第であります。

○小宮委員 以上で質問を終わります。

○大野委員長 御苦勞さまでした。

これにて原子爆弾被爆者に対する特別措置に関
する法律の一部を改正する法律案についての質疑
は終了いたしました。

○大野委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許し
ます。増岡博之君。

○増岡委員 私は、自由民主党を代表し、政府提
出の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案につきまして、賛成の
立場から討論を行います。

わが党といたしましては、昭和三十三年の原爆
医療法、昭和四十三年の原爆特別措置法の制定以
来、その後の制度改正を中心に、被爆者対策の充
実強化に努めてきたところであります。被爆者対策は
今日まで着実に進展してまいりましたのであります。
さて、今回の改正案においても、従来にも増し
てその対策の充実が図られていくと考えられま
す。

まず、保健手当の新設であります。近距離被爆
者につきましては、従来からその健康の保持、増
進の必要性が論じられてきたところであります。
今回の保健手当は、爆心地から二キロメートル以
内で被爆した方々については原子爆弾の放射線を
特に多量に浴びておりますので、その健康の保持
を図るため、新規に約四万三千人に対し月額六千
円の手当を支給するものであります。この手当は、
近距離被爆者であれば、原則として一生支給され
る手当てでありますから、いわば年金的な性格を
持っているとも評価できるものであり、被爆者対
策としてまさに画期的な制度であると考えられま
す。

次に、健康管理手当につきましては、制度発足
当初の受給者は九千名余にすぎないものでありま
す。

したが、年を追って改善され、今回の改正案では
年齢制限を完全に撤廃することとしたておりま
す。これにより受給者数は大幅に増大し約八万人
となり、これも大きな前進であります。

また手当額につきましても、特別手当の月額一
万五千円は二万四千円に、健康管理手当の七千五
百円は一万二千円にと、引き上げ率六〇%にも及
ぶいまだかつてない画期的な額の引き上げが図ら
れております。

さらに介護手当につきましても、家族等による
介護の場合にも手当を支給する道を開いたこと
は、これまた被爆者の在宅対策の強化に資するも
のであります。

以上述べましたとおり、本改正案は、その内容
においてこれまでの当委員会における質疑、討論、
附帯決議等を現時点においてできる限り取り入れ
たものであると評価できるものであり、これが実現に
より被爆者に対するその他の施策と相まって、今
後の被爆者対策は大きく飛躍するものと思われま
す。よって、自由民主党といたしましては、本改
正案について賛成するものであります。(拍手)

○大野委員長 森井忠良君。

○森井委員 私は、日本社会党を代表して、本案
に反対の討論を行います。

以下、その理由を申し述べます。

その第一は、ことしは被爆三十周年に当たり、
全国の被爆者やその遺族などから原爆被爆者援護
法を制定してほしいという要求が強く大きく出さ
れているとき、本案はそれにこたえていないとい
うことであります。

本来、医療、特別措置の、いわゆる現行原爆二
法は社会保障の枠内で制定されたものであり、国
家補償の精神に基づいておりません。もともと対
米請求権を放棄した日本政府は、国際法違反の原
子爆弾被害を受けた方々に、国家の責任におい
て補償すべきであります。

したがって、死没者への弔慰金はもちろんのこ
と、全被爆者や遺族への年金、被爆二世への援護
措置など、当然なされなければならないことが本

案では全く抜けております。

第二に、本法案は特別手当など諸手当の増額と
保健手当及びいわゆる家族介護手当の新設など従
来より前進した面もあり、現行法のもとでの努力
は認められるものの、被爆者の実情から見て、お
よそ十分な援護とはいえないと考えられます。

保健手当は、これまでになかった、現在の時点
では健康な被爆者に対して支給されるものでは
ありませんが、範囲を爆心地から二キロメートルに
限定したため、被爆者を分断、差別することにな
ります。加えて、その科学的根拠として厚生省が
説明した被爆放射線量二十五レムは科学的根拠の
きわめて薄いものであり、また残留放射能による
体内照射を受けた被爆者に対する配慮は全くなさ
れておりません。昨日の私の質問に対する政府の
答弁は全く説得力がなく、科学的根拠のないもの
であることを暴露したにすぎません。この際、政
府は一日も早く科学的な検討を行い、不合理を是
正するよう強く要求しておきます。

第三は、われわれは、現在参議院に野党四党及
び二院クラブによる被爆者援護法案を提案してお
ります。この法案は、本案の欠陥を是正し、真に
被爆者の要求にこたえたものであり、同院で可決
されることを期待しております。どうか政府にお
かれては、本法案を撤回し、野党による援護法案
に同調されるよう強く要求して、反対討論とい
たします。(拍手)

○大野委員長 石母田達君。

○石母田委員 私は、日本共産党・革新共同を代
表して、最初に、政府提出の原子爆弾被爆者に対
する特別措置に関する法律の一部を改正する法律
案に対し、賛成の態度を表明いたします。

広島、長崎への原爆投下からすでに三十年、こ
としもまたあの忌まわしい原爆記念日を迎えるの
であります。ところが、いまなお全国三十数万人
の被爆者が原爆症による苦痛と、不安に満ちた生活
を余儀なくされているのみならず、さらに最近で
は、被爆者は子や孫にまで放射能障害があらわれ
るのではないかとという新たな、深刻な苦悩にさい

なまれているのであります。

あの言語に尽くせない悲惨な、広島と長崎への
原爆投下は、明らかに国際法違反行為であり、こ
れによって生じた損害に対してすべての被爆者と
その遺族は、アメリカ政府に賠償を要求する当然
の権利があるのであります。

しかるに、日本政府はサンフランシスコ平和条
約でアメリカに対する損害賠償請求権を放棄した
のであります。されば、被爆者とその遺族及び子
や孫の医療と生活を全面的に援護する責任を国家
が持たなければならぬことは明らかであります。

わが党は、一貫して被爆者の国家補償の立場に
基づく援護措置を要求してきました。一昨年の八
月には、いち早く原子爆弾被爆者援護法案(要綱)
を発表し、その実現のために奮闘してきました。

また、ただ一つの被爆者の全国的な団体である日
本被爆者協、被爆者援護法制定を目指す運動を一
貫して進めてきたのであります。「もう待てない、
一日も早く被爆者援護法の制定を」これが被爆者
の率直な、切実な気持ちであります。

このような中で、わが党を含めた四党は、昨年
第七十二国会に原子爆弾被爆者援護法案を提出し
ました。この四党案は、被爆者の関心の大きな発
展と、これを支援する広範な世論の高まりの中で
つくられたものであります。

御承知のように、この四党案の内容は、国家補
償の精神に基づいて、政府の責任で全面的な援護
を行うものであり、全額国庫負担による医療の完
全な無料化と、終身の被爆者年金の支給、遺族年
金、弔慰金の支給など、まさに画期的なものであ
ります。

今回の政府案について言えば、保健手当の新設
など被爆者にとって一定の改善であり、賛成の態
度を表明するものであります。先ほどの参考人
の意見陳述を見ましても、被爆者自身が被爆に
よって受けた障害などを例に挙げて、現行の政府
の施策がいかに不十分であるかはつきりと述べら
れました。

いまこそ、政府・自民党は国家補償に基づく援

議法の制定を真剣に考えるべきときであります。

わが党は、四党共同法案の実現を目指し、衆議院に提出を主張し、一たん野党間で一致を見たにもかかわらず、突然提出されないことになり、このため今国会の衆議院では四党案が議題とならなかったことは、はなはだ遺憾であります。

わが党は、参議院で四党案を審議し、それを実現させるために引き続き努力するものであることをここに表明して、討論を終わります。(拍手)

○大野委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 私は、公明党を代表して、議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

昭和二十年八月六日、続いて九日、広島、長崎に原子爆弾が投ぜられ、一瞬にして三十万人余のとうとい生命が奪われてからことしで満三十年の長きを数えます。幸いにして生命を保ち得た被爆者も、今日に至るまで原爆後遺症に体をさいなまれ、常に死と対決する不安な毎日でありました。加えて原爆症は正常な労働能力を奪ったため、被爆者の多くはいまもって十分な所得が保障されておられません。

私は、原爆投下から今日まで、被爆者と死没者の遺族の置かれてきた筆舌に尽くせない悲惨な実態とその苦衷を察するとき、被爆者に対する施策はこのままでいいのか、きわめて疑問に思うのであります。

すなわち、原爆という特殊性による被害についての国家責任問題、そして国家補償による被爆者の救済でなければ真の被爆者援護にならないと思うのであります。

したがって、反対の第一の理由は、本法案において一部被爆者援護対策に改善が認められるものの、被爆者や子どもの要求する援護対策からはほど遠いものであり、認められないのであります。第二は、保健手当、特別手当、健康管理手当など各種手当の額が生活保障にかけ離れたものであり、被爆者の実態を無視しております。しよせん

びほう策にすぎず、社会保障法体系の限界がもたらすもので、現行法の抜本的改善なくして被爆者の生活の向上、真の救済はないということが明らかであります。

第三は、さきの国会において院は政府に対し、本法施行に当たり努力改善目標を付帯事項として決議しておりますが、依然として適用範囲の限定、所得制限の存続、医療費自己負担、沖縄の地域格差及び特別手当の生活保障収入認定からの除外等々、懸案の問題が未解決のまま本法案は提案されているのであります。少なくともこれら被爆者の生活に直接にかかわる点についての改善は、三十年という歴史のエポックにおいて最大の努力が払われるべきであります。この点から、本法案ははなはだ不十分な施策であると思うのであります。

以上が反対の主な理由であります。

したがって私は、政府・自民党が、公明党を初め野党が共同提案した原子爆弾被爆者等援護法案について積極的に検討し、その制定に努力されることを期待して、私の反対の討論を終わります。(拍手)

○大野委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大野委員長 これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○大野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大野委員長 この際、住栄作君、枝村要作君、石母田達君、大橋敏雄君及び小宮武喜君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。住栄作君。○住委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本

共産党、革新共同、公明党及び民社党を代表いたしました。本動議について御説明を申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、原子爆弾被爆者が現在もお置かれていた特別の状態と被爆者の援護対策の充実強化の要望を配慮し、今後被爆者の援護措置全般にわたる制度の改善を図ること。更に、政府は本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めること。

一、各種手当の額を更に引き上げるとともに、所得制限の緩和、適用範囲の拡大を図りつつ被爆者に必要な施策の整備充実を努めること。

二、原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮すること。

三、特別手当については、生活保障の収入認定からはすすよう検討すること。

四、原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう改善を検討すること。

五、被爆者に対する相談業務の強化を図ること。

六、被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり国民健康保険の特別調整交付金の増額については十分配慮すること。

七、被爆者の実態調査に当つては、今後の被爆者援護施策に活用できるよう努めるとともに、復元調査を更に整備充実し被爆による被害の実態を明らかにするよう努めること。

八、被爆者の子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮すること。

九、沖縄在住の原子爆弾被爆者が、本土並みに治療が受けられるよう専門病院等の整備に努めるとともに、沖縄の地理的歴史的条件を考

慮すること。
十、葬祭料の金額を大幅に増額するとともに、過去の死亡者にも遡及して支給することを検討すること。

十一、放射線影響研究所の運営については、被爆者及び関係者等の意見を聴取するなど、真に健康と福祉に役立つものとする。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○大野委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大野委員長 起立給員。よって、本案については、住栄作君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められております。これを許します。田中厚生大臣。

○田中大臣 ただいま御議決になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○大野委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○大野委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十七分散会